

第7章

文化芸術立国の実現

総論

文化庁では、総合的な文化行政を推進するため、文化芸術の創造・発展・継承と教育の充実を進めるとともに、芸術家等の育成や、文化芸術を通じた共生社会の実現、イノベーションの創造や国家ブランドの構築に向けた施策を展開

しています。また、全国各地の文化財の保存・活用、博物館の振興、地域文化の振興、食文化の振興、国語に関する施策の推進、文化観光の推進、著作権施策の展開、宗教法人制度の運用等、様々な取組を行っています。

第1節 文化芸術推進基本計画（第2期）と文化庁予算及び組織

1 文化芸術推進基本計画（第2期）

文化芸術基本法に基づき、政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術推進基本計画を策定しています。

第1期計画期間中の成果と課題を踏まえ、令和5年3月に、5年度から9年度までの5年間の文化芸術政策の基本的な方向性を定めた文化芸術推進基本計画（第2期）を閣議決定しました。

本計画では、5年間で取り組むべき重点取組として、以下の七つを掲げています。

- ①ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進
- ②文化資源の保存と活用の一層の促進
- ③文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成
- ④多様性を尊重した文化芸術の振興
- ⑤文化芸術のグローバル展開の加速
- ⑥文化芸術を通じた地方創生の推進
- ⑦デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進

また、これに加えて、計画期間中に効果的かつ着実に文化芸術政策を推進するための16の施策群を整理し、具体的な取組を推進していくこととしています。

引き続き、文化庁が中核となり、関係府省庁をはじめとする各関係機関との連携及び協働を図りながら、本計画に

基づき文化芸術施策を総合的、一体的かつ効果的に進めていきます。

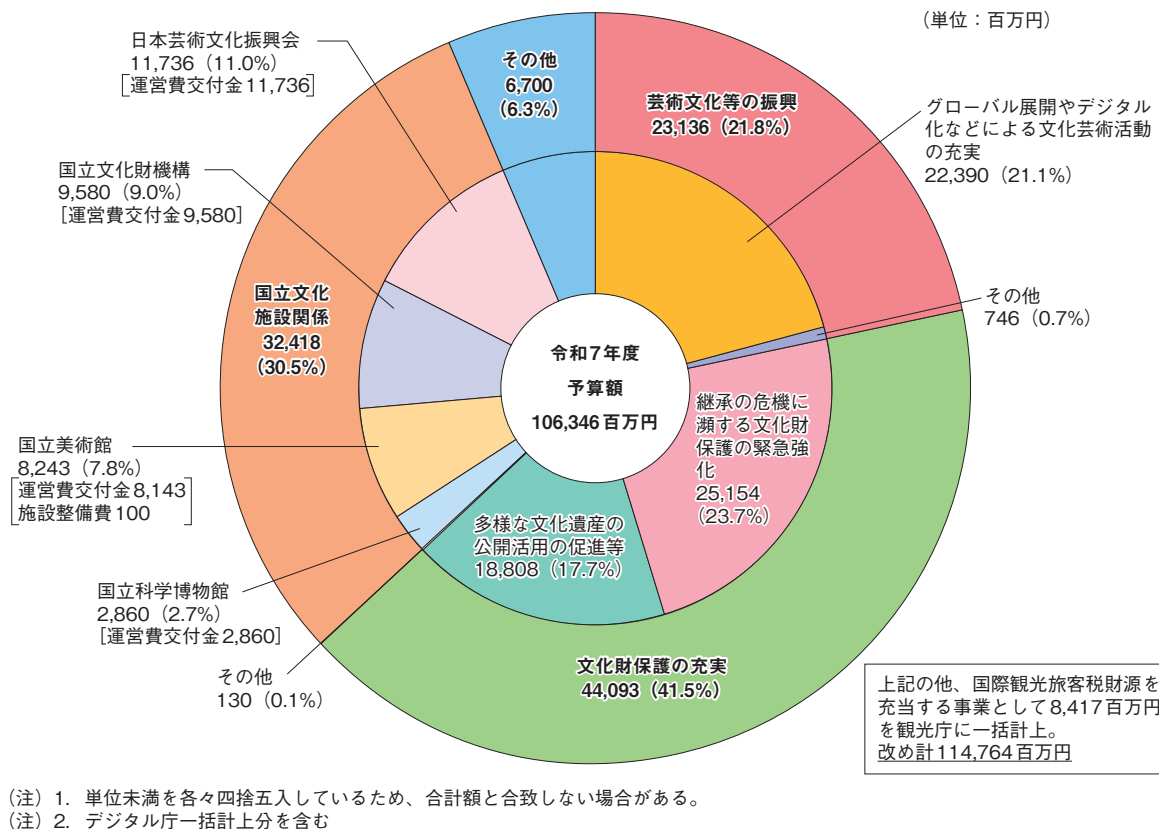
2 文化庁予算

令和7年度文化庁予算においては、「文化資源の持続可能な保存・活用による好循環の構築」、「世界に誇る多様な文化芸術の創造・発信」など、対前年度比1億円増の1,063億円を計上しています（図表2-7-1）。このほか国際観光旅客税財源を活用し、「日本博」を契機とした観光コンテンツの拡充、文化財を活用した文化観光の推進による地方創生等を通じて、文化資源を活用したインバウンドのための環境整備を推進しています。

加えて、令和7年度補正予算として、431億円を計上しており、マンガ、アニメ、ゲーム、映画等のコンテンツの海外発信基盤の構築とそのための人材育成、対価還元に向けた環境構築を、基金を活用して弾力的かつ複数年度にわたって支援する「クリエイター等支援事業（マンガ等のコンテンツの次世代デジタル配信プラットフォームの構築に向けたコンソーシアムの創出等）」（3年分）のための予算を盛り込むとともに、文化財の強靱化（保存修理、防火・耐震対策等）、部活動の地域展開等の全国実施の加速化などを計上しています。

図表 2-7-1

令和7年度文化庁予算



3 文化庁の京都移転と今後の取組について

令和5年3月、文化庁長官をはじめ、京都の新しい文化庁での業務を開始しました。

文化庁の京都移転は、東京一極集中の是正にとどまらず、文化芸術のグローバルな展開、文化芸術のDX化、観光や地方創生に向けた文化財の保存・活用などをはじめとする、新たな文化行政の展開を進める上で大きな契機になるものと考えています。

具体的には、食文化・文化観光施策について、文化庁長官のリーダーシップの下で総合的かつ効果的に推進するため、食文化推進本部・文化観光推進本部をそれぞれ設置しており、文化財を活用した文化観光による地方創生パッ

テージをとりまとめるなど、地方創生を実現するための取組を推進しています。

また、令和5年7月には、文化庁と関西広域連合・関西経済連合会等との間で共同宣言を採択し、地方自治体・経済団体との共同で「文化芸術立国」の実現に向けて取り組むことに合意しました。この共同宣言においては、大阪・関西万博を日本の美や心を世界に発信する絶好の機会ととらえ、官民一体となって、我が国の文化芸術の国際発信とグローバル展開にビジネスの観点・考え方を取り入れて戦略的に取り組むCBX (Cultural Business Transformation) を推進していくこととしており、関係施策を積極的に展開しています。

第7章

文化芸術立国の実現

第2節 文化財の保存と継承

1 文化財保護を巡る近年の動向

文化財は、我が国の歴史や文化の理解のため欠くことのできない貴重な国民的財産です。また、確実に次世代に継承していくことにより、将来の地域づくりの核ともなります。このため、文化庁では、文化財保護法等に基づき、多

種多様な文化財の保存・活用のための施策を講じています。

文化財の保存技術・修理人材や用具・原材料の確保及び支援の在り方、持続可能な文化財保存の在り方については、文化審議会文化財分科会の下で企画調査会において、「持続可能な文化財の保存と活用のための方策について

(第二次答申)」(令和4年12月16日文化審議会文化財分科会)が取りまとめられました。また、埋蔵文化財をめぐる様々な課題については「これからの埋蔵文化財保護の在り方について(第一次報告書)」(4年7月22日文化審議会文化財分科会)が取りまとめられ、これに基づき文部科学省において、指定相当の埋蔵文化財のリスト化等を進めています。

令和4年12月には、上記の答申を踏まえ、文化財の持続可能な保存・継承体制の構築を図るための5か年計画である「文化財の匠プロジェクト」を改正し、文化財修理に不可欠な原材料のリスト化・支援充実、中堅・若手技術者等を対象とした表彰制度の創設、国指定文化財の長期的な修理需要予測調査などを新たに位置づけました。

本プロジェクトでは、引き続き、文化財の保存・継承のための用具・原材料の確保、文化財保存技術に係る人材育成と修理等の拠点整備、文化財を適正な修理周期で修理するための事業規模の確保等の取組を推進します。

2 地域における文化財の保存・活用

平成30年の文化財保護法の改正により、文化財をまわすづくりに生かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくため、都道府県における文化財保存活用大綱(以下「大綱」という。)と、市町村における文化財保存活用地域計画(以下「地域計画」という。)の制度が規定されました。大綱は、域内の文化財の保存・活用に係る基本的な方針、広域区域ごとの取組、災害発生時の対応等を記載した文化財の保存・活用にに関する総合的な施策を盛り込むものであり、令和8年3月末現在、45道府県で作成されています。市町村の地域計画は、できる限り域内の文化財を網羅的に把握した上で、域内の文化財の保存及び活用に関する基本的な方針、保存及び活用のために市町村が講ずる措置の内容等を記載するものであり、同年3月末現在、236市町村が作成した地域計画が国の認定を受けています。作成した地域計画が国の認定を受けた場合、国に対して登録文化財とすべき物件を提案できる特例がありま

す。また、国指定文化財の現状変更の許可等、文化庁長官の権限である一部の事務について、現状移譲されている都道府県・市のみならず、認定市町村でも特例的に自ら事務を実施できることとしています。今後、この大綱及び地域計画の作成は多くの地方公共団体で進んでいくことが見込まれており、4年4月から施行されている地方公共団体による登録制度の取組と併せて、各地域において、貴重な文化財を確実に把握し、地域において守り育てる取組が進むことが期待されます。

このような地域社会総がかりでの文化財の保存・活用の取組を促進するため、「地域文化財総合活用推進事業(地域のシンボル整備等)」を設け、地域計画等に基づき地域の核(シンボル)となっている国登録文化財を戦略的に活用するための機能維持や、保存・活用を行う団体の取組等を支援する地方公共団体を後押しすることとしています。

また、地域の多様で豊かな文化遺産を継承するため、「地域文化財総合活用推進事業(地域文化遺産)」では、文化遺産を活用した普及啓発等の取組を支援しています。さらに「地域文化財総合活用推進事業(地域伝統行事・民俗芸能等)」では、地域の伝統行事や民俗芸能等の用具修理や後継者養成等の取組を支援しています。

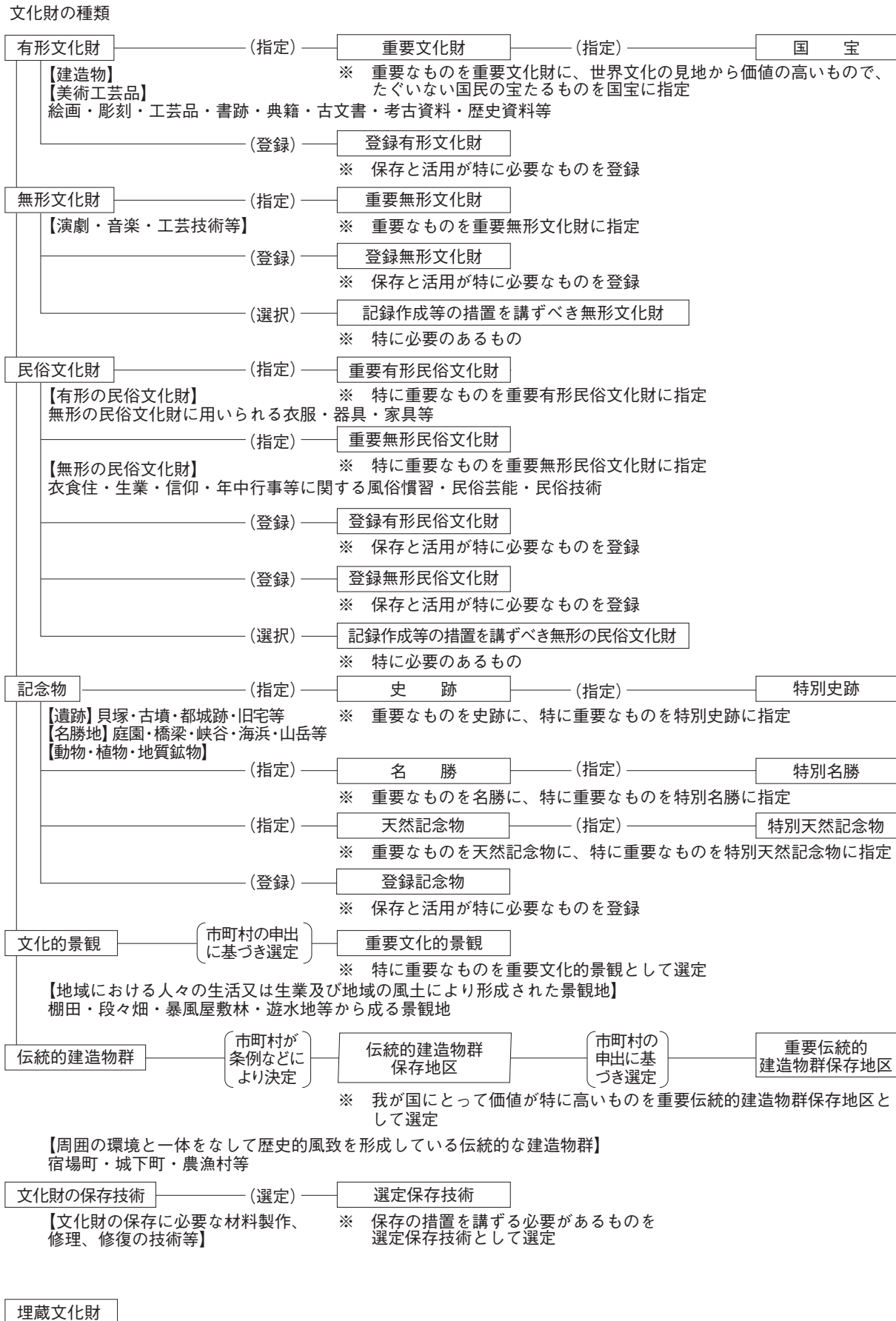
3 文化財の指定をはじめとする保存・継承のための取組

文化財を保存・継承するため、文化庁では、文化財保護法に基づき、文化財のうち重要なものを指定・選定・登録し(図表2-7-2、図表2-7-3)、現状変更や輸出等について一定の制限を課す一方、有形の文化財については保存修理、防災、買上げ等を、また、無形の文化財については伝承者養成、記録作成等に対して補助を行うことによって文化財の保存を図っています。

また、地域の文化財を一体的に活用する取組として、文化財の公開施設の整備に対して補助や、展覧会等による文化財の鑑賞機会の拡大を図るなどの支援も行っています。

図表2-7-2

文化財保護の体制図



図表 2-7-3

文化財指定等の件数

令和 8 年 5 月 1 日現在
(最終更新日: 令和 8 年 5 月 1 日)

【指 定】

1. 国宝・重要文化財

種 別 / 区 分		国 宝	重 要 文 化 財
美術 工 芸 品	絵 画	167	2,070
	彫 刻	142	2,743
	工 芸 品	254	2,486
	書跡・典籍	236	1,937
	古 文 書	63	799
	考 古 資 料	51	675
	歴 史 資 料	3	243
計		916	10,953
建 造 物		(303棟)	(5,597棟)
		233	2,605
合 計		1,149	13,558

(注) 重要文化財の件数は、国宝の件数を含む。

2. 史跡名勝天然記念物

特 別 史 跡	66	史 跡	1,923
特 別 名 勝	36	名 勝	433
特 別 天 然 記 念 物	75	天 然 記 念 物	1,042
計	177 (167)	計	3,398 (3,283)

(注) 史跡名勝天然記念物の件数は、特別史跡名勝天然記念物の件数を含む。
史跡名勝天然記念物には重複指定があり、() 内は実指定件数を示す。

3. 重要無形文化財

	各 個 認 定		総 合 認 定		保 持 団 体 認 定	
	指定件数	保持者数	指定件数	保持者の団体数	指定件数	団体数
芸 能	38	54	15	15	—	—
工 芸 技 術	33	53	—	—	16	16
合 計	71	107	15	15	16	16

4. 重要有形民俗文化財

229 件

5. 重要無形民俗文化財

342 件

【選 定】

1. 重要文化的景観

74 件

2. 重要伝統的建造物群保存地区

129 地区

3. 選定保存技術

選定件数	保 持 者		保 存 団 体	
	件 数	人 数	件 数	団体数
88	51	61	44	48 (40)

(注) 保存団体には重複認定があり、() 内は実団体数を示す。

【登 録】

1. 登録有形文化財 (建造物)

14,758 件

2. 登録有形文化財 (美術工芸品)

18 件

3. 登録無形文化財

7 件

4. 登録有形民俗文化財

55 件

5. 登録無形民俗文化財

9 件

6. 登録記念物

149 件

(1) 有形文化財

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産や考古資料、歴史資料で、我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いものを総称して「有形文化財」と呼んでいます。このうち、「建造物」以外のものを「美術工芸品」と呼んでいます。有形文化財のうち重要なものを「重要文化財」に指定し、さらに、重要文化財のうち世界文化の見地から特に価値の高いものを「国宝」に指定して重点的に保護しています（図表2-7-4、図表2-7-5）。

また、近年の国土開発や生活様式の変化等によって、消滅の危機にある近代等の有形文化財を登録という緩やかな手法で保護しています。

有形文化財は、主として木、紙、漆、絹等の天然素材に由来する材料で作られているものが多く、その保存・管理には適切な周期での修理が必要であるとともに防災対策が欠かせません。そのため、修理等に要する費用や、建造物については地震や火災等の被害から建造物を守るための工事や必要な設備の設置、危険木対策等の環境保全事業に対する補助を実施しています。

図表2-7-4 令和7年度の国宝・重要文化財（建造物）の指定

○令和7年度の国宝（建造物）の指定

令和7年8月27日指定（1件）

琵琶湖疏水施設 [滋賀県大津市、京都市京都市]



【国宝】琵琶湖疏水施設 南禅寺水路閣

○令和7年度重要文化財（建造物）の指定

令和7年8月27日指定（7件）

スカイハウス（旧 菊竹清訓自邸）[東京都文京区]

旧 京 藤家 住宅（福井県南条郡南越前町今庄）[福井県南条郡南越前町]

建中寺本堂 [愛知県名古屋市中区]

建中寺徳川家御霊屋 [愛知県名古屋市中区]

琵琶湖疏水施設 [滋賀県大津市、京都市京都市]

太陽の塔 [大阪府吹田市]

令和7年11月17日指定（1件）

旧 下村家 住宅洋館 [京都市京都市]

令和8年1月9日指定（1件）

旧 今井貯木場 施設 [愛知県豊田市]

令和8年1月15日指定（8件）

小樽港防波堤施設 [北海道小樽市]

岩橋家 住宅（秋田県仙北市角館町東勝楽丁）[秋田県仙北市]

幸徳院観音堂 [山形県米沢市]

大山寺 [千葉県鴨川市]

光明寺 [京都府長岡京市]

齋尾家 住宅 [鳥取県東伯郡北栄町]

男木島灯台 [香川県高松市]

水ノ子島灯台 [大分県佐伯市]

○令和7年度の国宝（美術工芸品）の答申

令和8年3月26日答申（計3件）

<書跡・典籍の部>

ろんご そ かんだいろく
論語疏卷第六

<考古資料の部>

な ら け あ す かい い せ せ し め つ ど ひ ん
奈良県飛鳥池遺跡出土品

<絵画の部>

こ ひ ゃ く ら かん ず み ゃう ち ょ う ひ つ に ふ く か の う た か の ふ ほ し ゃ
五百羅漢図（明兆筆、二幅狩野孝信補写）

○令和7年度の重要文化財（美術工芸品）の答申

令和8年3月26日答申（計46件）

<絵画の部>

り ょ う き ょ う す い し ゃ ず は せ が わ と ち け り つ
柳橋水車図（長谷川等伯筆）ほ し ま ん だ ら ず
星曼茶羅図は ま つ つ ず かい ほう ち ょ う し ょ う ひ つ
浜松図（海北友松筆）た く ち ゅ う り ょ う かつ ち ょ う ち ょ う せ ん だ ん こ や ま し ょ う た ら う ひ つ め い じ に じ ょ う に ね ん
濁醪療湯黄葉村店（小山正太郎筆 明治二十二年）

ノルマンディーの浜（鹿子木孟郎筆 一九〇七年）

あ み だ じ ょ う ど ず
阿弥陀浄土図くら べ う ま ず
競馬図

<彫刻の部>

も く ぞ う こ だ い み ゃ う ち ょ う ぞ う
木造五大明王像も く ぞ う み な も と の よ り と も ぎ ぞ う も く ぞ う み な も と の さ ね と も ぎ ぞ う
木造源頼朝坐像、木造源実朝坐像も く ぞ う ふ だ う み ゃ う ち ょ う ち ょ う じ ぞ う こ う じ ょ う ざ く
木造不動明王及二童子像（康住作／）も く ぞ う じ え だ い し ぎ ぞ う
木造慈恵大師坐像も く ぞ う や く し に ょ う い り ち ょ う ぞ う
木造薬師如来立像も く ぞ う に ょ い り ん かん の ん ぎ ぞ う こ う し ゅ ん ざ く
木造如意輪観音坐像（康俊作／）も く ぞ う し ょ う ぐ ぞ ぞ う
木造性空坐像

<工芸品の部>

ぎ ん ひ ゃ く つ り ず か び ん か の う な つ お さ く
銀百鶴図花瓶（加納夏雄作／）ほう ち ょ う か き つ い し め は こ
鳳凰花卉堆朱箱いろ え ま つ つ ほ かけ ぶ ね ん は が だ ら い ま り
色絵松帆掛舟文葉形皿（伊万里／）き く の し ら つ 繪 ま き こ れ い ち ょ う ど
菊白露時絵婚礼調度どう く じ ゃ く も ん け い
銅孔雀文馨せん こ く あ み だ じ ょ う ど ず き ょ う ぞ う
線刻阿弥陀浄土図鏡像しろ じ あ お い ち ん つ じ き っ こ う づ な ぎ も ん ゃ う し ぼ り め こ そ
白地葵紋付筋亀甲繫文様絞染小袖

<書跡・典籍の部>

そう は ん せん し ん じん ぎ ゃ く かん ほう こ う こ う し め け つ き ょ う ほう さん いく ほ け い し ょ う かな ざ わ ぶん こ ぼ ん
宋版孫真人玉函方・膏肓腧穴灸法・産育保慶集（金沢文庫本）けん ち ょ う み つ かん ち ょ う げ じ ょ う ふ じ わ ら の さ だ い え ひ つ
顕注密勘（中下帖 藤原定家筆／）こ き ん だ ん じ ゃ かん け い し り ょ う
古今伝授関係資料きた の て ん ま ん ぐ う せい び ょ う ほう ら く ほう の う れ ん げ
北野天満宮聖廟法楽奉納連歌
かん ぜ お ん ひ み つ む し ょ う げ に ょ い り ん だ ら に ぞ う ぎ き ょ う
観世音秘密無障礙如意輪陀羅尼蔵義経

<古文書の部>

あ つ や す し ん の う こ たい め ん の ぎ さ だ め ぶ み あ ん ふ じ わ ら の ゆ き な り ひ つ
敦康親王御対面儀定文案（藤原行成筆／）か と り じん ぐ う も ん じ ょ
香取神宮文書（五六七通）い ば い せ き ぐ ん し め つ ど も っ かん
伊場遺跡群出土木簡す ず じん じ ゃ も ん じ ょ
須須神社文書（七十八通）けん ない き
建内記ち ょ う せ ん に ち に ち き
朝鮮日々記り ょ う き ょ う こ ぐ お う し め い ん じ ょ う
琉球国王朱印状

<考古資料の部>

な ら けん こ じ ょ う ね こ づ か こ ふ ん し め つ ど ひ ん
奈良県五條猫塚古墳出土品き ん ざ く め い つ けん
金錯銘鉄剣に い が けん の く び い せ き し め つ ど ひ ん
新潟県首首遺跡出土品ふ くい い けん お お ぎ や に し や ま か き あ と ぐ ん し め つ ど ひ ん
福井県大釜屋・西山窯跡群出土品ぎ づ けん し き と ち や き ん せ い じん じ ゃ い い せ き し め つ ど ひ ん
岐阜県島・塩屋金清神社遺跡出土品く う こ づ ぞ う き い し げ つ い し ょ う ず
銅骨蔵器、石櫃、石臼お う たい も ん だ う た く ぜ つ と も け だ す き も ん だ う た く ぜ つ と も
横帯文銅鐸（古共）、袈裟褌文銅鐸（古共）

<歴史資料の部>

え どころ あ ず かり と さ け かん け い し り ょ う
絵所預土佐家関係資料さん じん ま す て ん ぶん く ね ん じ ょ う い ち が つ じ ょ う こ ち すぎ や ま と う こ く め い
山神杵（天文九年十一月十五日／杉山等刻銘）みつ い み い げ た ん こ う せん ち ょ う ち ょ う づ だ ん き き かん し ゃ
三井三池炭鉱専用鉄道電気機関車う え の き ま つ い ま ゃ く し ゃ ん ち ょ う
上野撮影局写真帖り ょ う き ょ う こ ぐ の ず
琉球国之図こ う だ い い た かん け い し り ょ う
高台院関係資料こ ひ ゃ く ら かん ず み ゃう ち ょ う ひ つ
五百羅漢図（明兆筆） 画像提供：東福寺

（2）無形文化財

演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いものを「無形文化財」と呼んでいます。無形文化財は、人間の「わざ」そのものであり、具体的にはその「わざ」を体現・体得した個人又は団体によって表現されます。

無形文化財のうち重要なものを「重要無形文化財」に指定し、同時に、これらの「わざ」を高度に体現・体得している者又は団体を「保持者」又は「保持団体」として認定しています（図表2-7-6）。保持者の認定には、重要無形文化財である芸能又は工芸技術を高度に体現・体得している者を認定する「各個認定」（この保持者がいわゆる「人

間国宝」と、二人以上の者が一体となって舞台を構成している芸能の場合は、その「わざ」を高度に体現している者が構成している団体の構成員を認定する「総合認定」があります。また、「保持団体認定」は、重要無形文化財の性格上個人的特色が薄く、かつ、その「わざ」を保持する者が多数いる場合、これらの者が主な構成員となっている団体を認定するものです。

重要無形文化財の各個認定の保持者に対し、「わざ」の錬磨向上と伝承者の養成のための特別助成金を交付するとともに、重要無形文化財の総合認定保持者が構成する団体や保持団体、地方公共団体等が行う伝承者養成事業、公開事業等を補助しています。また、我が国にとって歴史上、

芸術上価値の高い重要無形文化財（工芸技術）を末永く継承し保護していくため、保持者の作品等の無形文化財資料を購入したり、その「わざ」を映像で記録して公開したりしています。なお、令和7年12月、「重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準」の改正により、制度創設当初からの重要無形文化財の指定対象分野で

ある「芸能」及び「工芸技術」に、「生活文化」が加わりました。

また、重要無形文化財以外の無形文化財のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを登録無形文化財として登録しています。

図表2-7-6 令和7年度の重要無形文化財の指定・認定

令和7年10月10日指定・認定

○芸能の部

・常磐津節三味線
・尺八

丹澤 正明（芸名 常磐津 都瓦蔵）
善養寺 恵介

○工芸技術の部

・釉下彩
・漆塗
・彫金
・木工芸

中田 和雄（雅号 中田 一於）
林 暁
奥村 雅幸（雅号 奥村 公規）
渡辺 明（雅号 渡辺 晃男）

（3）民俗文化財

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないものを「民俗文化財」と呼んでいます。民俗文化財には有形のものと無形のものがあります。

有形、無形の民俗文化財のうち特に重要なものを「重要有形民俗文化財」、「重要無形民俗文化財」に指定し、保存しています（図表2-7-7）。また、重要有形民俗文化財・重要無形民俗文化財以外の民俗文化財のうち、保存・活用のための措置が特に必要とされるものを「登録有形民俗文化財」、「登録無形民俗文化財」に登録するとともに、重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に記録作成等を行う必要があるものを「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択しています。

民俗文化財は日常生活に基盤を置くものであり、近年の急激な社会構造や生活様式の変化によって変容・衰退のおそれがあります。文化庁では、重要有形民俗文化財に指定された衣服や器具・家屋等を保護するため、管理や修理、保存活用施設の整備等の事業を補助するとともに、重要無形民俗文化財に関する伝承者の養成や用具等の修理・新調等の事業に対しても補助を行っています。また、文化庁が選択した無形の民俗文化財を対象に、特に変容・衰退のおそれが高いものについて、計画的に映像等による記録保存を確実に進めています。

図表2-7-7 令和7年度の重要有形民俗文化財等の指定

令和8年3月24日指定

○重要有形民俗文化財の指定（1件）

・志摩半島の生産用具 附：真珠養殖関連資料

○重要無形民俗文化財の指定（5件）

・鳥海山北麓獅子舞番楽
・大豊の碁石茶製造技 術
・久礼八幡宮の御神穀祭
・高鍋神楽
・諸塚神楽

（4）記念物

貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの、動物や植物、地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いものを総称して「記念物」と呼んでいます。記念物のうち重要なものを、遺跡は「史跡」に、名勝地は「名勝」に、動物、植物、地質鉱物は「天然記念物」に指定し、さらに、それらのうち特に重要なものについては、「特別史跡」、「特別名勝」、「特別天然記念物」に指定して保護しています（図表2-7-8）。

また、今日の地域開発の進展や生活様式の急激な変化に伴い、残存が困難な状況にある記念物については登録という緩やかな手法で保護しています。登録記念物については、「遺跡関係」、「名勝地関係」、「動物、植物及び地質鉱物関係」の三つの種別があります。

指定・登録された史跡等について、保存と活用を図るための計画策定や整備等を行う所有者、管理団体等に対する補助を行うとともに、地方公共団体が史跡等を公有化する事業に対する補助を実施しています。

図表 2-7-8

令和7年度の史跡名勝天然記念物の指定

○令和7年度の特別史跡の指定

令和7年9月18日指定（1件）

原爆ドーム（旧広島県産業奨励館）〔広島県広島市〕

令和8年2月17日指定（1件）

泰仁宮跡（山城国分寺跡）〔京都府木津川市〕

○令和7年度の史跡の指定

令和7年9月18日指定（6件）

大聖寺城跡〔石川県加賀市〕

香坂山遺跡〔長野県佐久市〕

韮山城跡 附 付城跡〔静岡県伊豆の国市〕

坂本城跡〔滋賀県大津市〕

多良木相良氏遺跡〔熊本県球磨郡多良木町〕

崇元寺跡〔沖縄県那覇市〕

令和8年2月17日指定（6件）

出羽金沢城跡〔秋田県横手市〕

大桑城跡〔岐阜県山県市〕

因幡国山陰道跡〔鳥取県鳥取市〕

羽衣石城跡 附 十万寺城跡 番城城跡〔鳥取県東伯郡湯梨浜町〕

野中麿寺跡〔高知県南国市〕

沖永良部島古墓群〔鹿児島県大島郡和泊町・知名町〕

○令和7年度の名勝の指定

令和8年2月17日指定（1件）

静川園〔青森県北津軽郡中泊町〕

○令和7年度の天然記念物の指定

令和7年9月18日指定（1件）

マチカネワニ化石〔大阪府豊中市〕

令和8年2月17日指定（1件）

観島片野浦のカノコユリ群落〔鹿児島県薩摩川内市〕



特別史跡原爆ドーム（旧広島県産業奨励館）（写真提供：広島市）

（5）文化的景観

山間に広がる棚田、野焼きにより維持される牧野、防風林が廻らされる集落等、地域における人々の生活又は生業と当該地域の風土により形成された景観地で、国民の生活や生業を理解するために欠くことのできないものを「文化的景観」と呼んでいます。都道府県又は市町村が定めた文化的景観のうち、その申出に基づき、特に重要なものを文部科学大臣は「重要文化的景観」に選定します（図表 2-7-9）。申出に当たり、地方公共団体は、当該文化的景観が景観法に規定される景観計画区域又は景観地区に含まれていること、自然・緑地・農地等を保全する法律に基づく条例で保存の措置が講じられていること、文化的景観保存活用計画が策定されていること等の要件を満たす必要があります。

図表 2-7-9

令和7年度的重要文化的景観の選定

令和8年2月17日選定（1件）

波佐見中尾皿山と鬼木棚田の文化的景観〔長崎県 東彼杵郡波佐見町〕



波佐見中尾皿山と鬼木棚田の文化的景観（写真提供：波佐見町）

文化庁では、地方公共団体が行う文化的景観の保存調査や保存活用計画の策定、重要文化的景観の整備、勉強会やワークショップ等の普及啓発事業等に補助を行っています。

（6）伝統的建造物群

周囲の環境と一体を成して歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値が高いものを「伝統的建造物群」と呼んでおり、城下町や宿場町、門前町、農山村集落などがこれに当たります。伝統的建造物群を有する市町村は、伝

統的建造物群やこれと一体を成して価値を形成している環境を保存するために「伝統的建造物群保存地区」を定め、伝統的建造物の現状変更の規制等を行い、歴史的集落や町並みの保存と活用を図っています。文化庁では、伝統的建造物群保存地区のうち、市町村の申出に基づき、我が国にとってその価値が特に高いものを「重要伝統的建造物群保存地区」に選定しています

「伝統的建造物群」を持つ市町村が行う伝統的建造物群の保存状況等の調査や、重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物の修理、伝統的建造物以外の建築物等の修景、伝統的建造物群と一体を成して価値を形成している環境の復旧、防災計画を策定するための経費、防災のための施設・設備の整備、建造物や土地の公有化等の事業を補助しています。

(7) 文化財の保存技術

我が国固有の文化によって生み出され、現在まで保存・継承されてきた文化財を確実に後世へ伝えていくために欠くことのできない文化財の修理技術・技能やこれらに用いられる材料・道具の製作技術等を「文化財の保存技術」と呼んでいます。文化財の保存技術のうち保存の措置を講ずる必要があるものを「選定保存技術」に選定するとともに、その技術を正しく体得している者を「保持者」とし

て、技術の保存のための事業を行う団体を「保存団体」として、それぞれ認定し、保護を図っています（図表2-7-10）。

図表2-7-10 令和7年度の選定保存技術の選定・認定

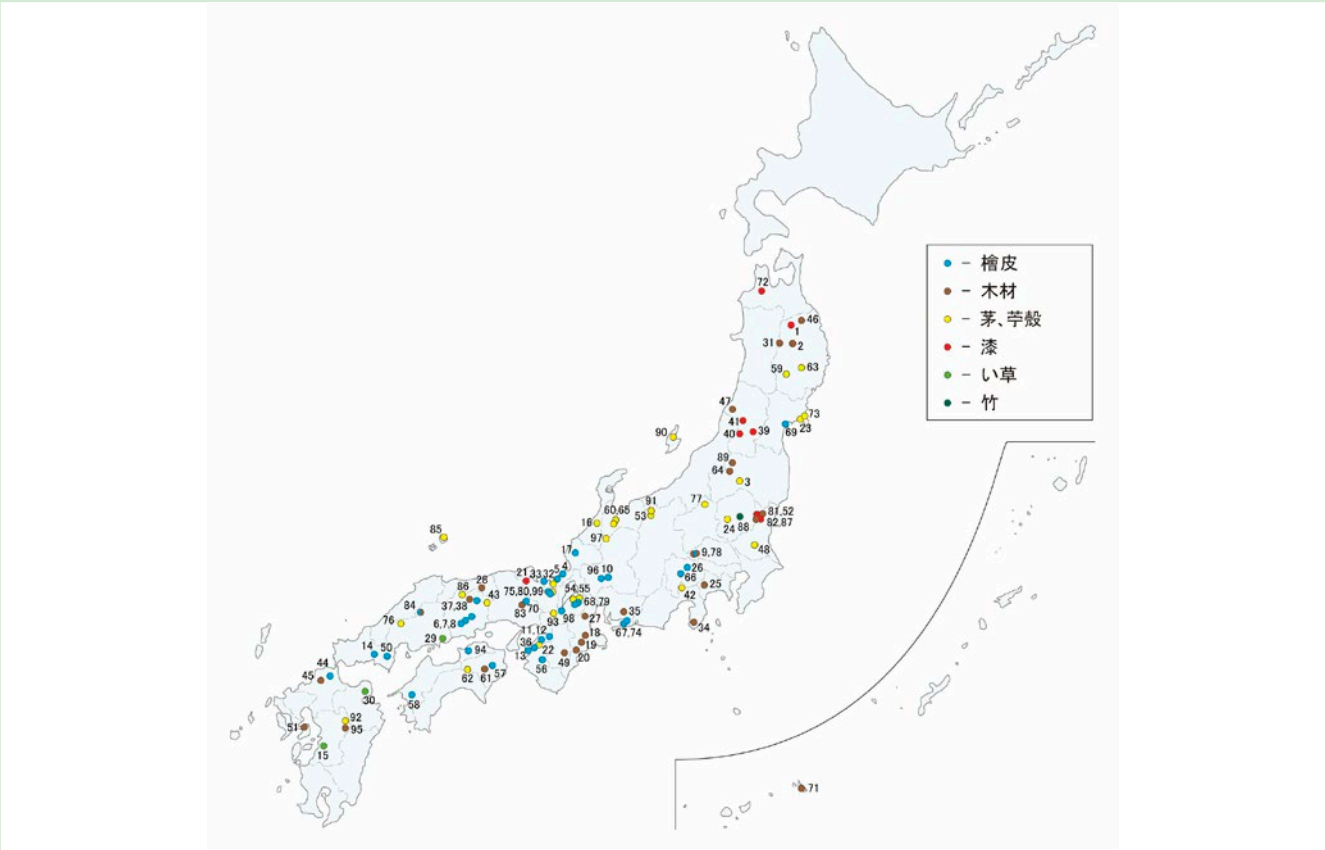
令和7年10月10日選定・認定
○無形文化財等関係
のうぐおつみ かわ せいまく みる やすし
・能楽大鼓（革）製作 木村 泰史

(8) 文化財を確実に次世代に継承するための取組の充実

無形文化財の伝承や有形文化財の保存修理等のために必要となる伝統的な用具・原材料の入手が困難となってきた状況を受けて、その安定的な確保を目指し、関連技術の内容や生産現場の実状を正確に把握するための実態調査や科学的な調査等を行っています。

また、「ふるさと文化財の森システム推進事業」において、資材の供給地（ふるさと文化財の森）を全国99箇所設定し（図表2-7-11）、建造物の保存のために必要な原材料のうち山野から供給される木材（特に大径材、高品位材等、市場からの調達が困難なもの）、檜皮、茅、漆等の植物性資材の安定的な確保に向けた支援を行うとともに、当該資材に関する技能者の育成等を行っています。

図表2-7-11 ふるさと文化財の森設定地位位置図



さらに、美術工芸品を災害や盗難等の被害から守るため、手引の作成や研修会の開催など、防災・防犯意識の向上や有効な対策への理解を促進するための取組を実施するとともに、海外流出や散逸等のおそれがある国宝・重要文化財等についても、国で買い取り保存しています。あわせて、海外流出を防ぐために、古美術品を海外に輸出する際には、当該古美術品が国宝・重要文化財に指定されておらず重要美術品に認定されていないことを証明する「古美術品輸出鑑査証明」を発行しています。また、美術工芸品の活用を図るため、文化財保存施設の整備の推進や、国宝・重要文化財が出品される展覧会への支援とともに、国所有の国宝・重要文化財を文化庁主催展覧会に出品したり、博物館等に貸与したりしています。

国宝・重要文化財（美術工芸品）について、令和8年3月末の調査時点における全指定件数1万953件のうち、所在不明の文化財は132件、追加確認の必要がある文化財は35件でした。なお、平成31年2月から文化庁ウェブサイト上で、これらに関連する最新情報を公表しています。

4 埋蔵文化財の保護

「埋蔵文化財」（土地に埋蔵されている文化財）は、その土地に生きた人々の営みを示す遺産であり、土地に刻まれた地域の歴史と文化そのものです。

埋蔵文化財を保護するために、「埋蔵文化財包蔵地」（全国に約47万2,000件）として周知された土地で開発事業等を行う場合、事前にその遺跡の内容を確認するための試掘・確認調査等を行います。そして、遺跡を現状保存するために調整を行います。やむを得ず現状保存できない場合は、遺跡の記録を作成してそれを保存するための発掘調査が必要になります（記録保存調査）。また、地域にとって重要な遺跡を積極的に現状保存するために、発掘調査を行う場合もあります（保存目的調査等）。

現在、毎年約8,000件の発掘調査が全国で行われ、多くの成果が得られています。文化庁では、その成果をより多くの国民に、できるだけ早く、分かりやすく伝えるために、毎年「発掘された日本列島」展を開催しています。第31回目となる令和7年度の展覧会は、佐世保市博物館島瀬美術センター、京都府立山城郷土資料館、三重県総合博物館、郡山市歴史情報博物館を巡回し、実施しました。

令和5年度からは、労働者不足や物価上昇等の課題に対応するため、三次元技術等の最新技術を遺跡の把握や発掘調査に導入し、普及させるために必要な調査研究を実施しています。また、水中に所在する埋蔵文化財（水中遺跡）の保護を推進するため、地方自治体での調査の実践と調査技術の共有等を目的とした調査研究も進めています。

5 古墳壁画の保存と活用

我が国では2例しか確認されていない極彩色古墳壁画である高松塚古墳及びキトラ古墳の両古墳壁画は、それぞれ「国宝高松塚古墳壁画仮設修理施設」及び「キトラ古墳壁画保存管理施設」で保存管理・活用等が行われています。国宝高松塚古墳壁画仮設修理施設においては、令和7年度は修理作業室の公開を行い、合計28日間の公開期間中に5,034人の来場がありました。

国宝高松塚古墳壁画は、石室を解体して壁画を修理する保存方針に基づき、仮設修理施設において保存修理作業等を実施し、令和元年度に修理が終わりました。令和5年度に策定した基本計画を基に、修理終了後の当分の間、壁画及び石室石材を保存展示するための施設として、高松塚古墳壁画保存管理公開活用施設（仮称）の整備の準備を進めています。

キトラ古墳壁画は、令和元年7月に国宝に指定されました。特別史跡キトラ古墳と国宝キトラ古墳壁画の恒久的な保存と確実な継承のため、国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区のキトラ古墳壁画保存管理施設（キトラ古墳壁画体験館「四神の館」内）で一般公開を行い、7年度は4回の公開期間中（112日間）、合計2万6,642人の来場がありました。

6 世界文化遺産と無形文化遺産

（1）世界文化遺産

世界遺産条約（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）は、顕著な普遍的価値を持つ文化遺産・自然遺産を、人類全体のための世界の遺産として損傷・破壊等の脅威から保護することを目的として、昭和47年に国際連合教育科学文化機関（UNESCO：ユネスコ）総会で採択され、我が国は平成4年に条約を締結しました。令和8年3月末現在の締約国数は196か国になっています。

毎年1回開催される世界遺産委員会では、締約国からの推薦や諮問機関の評価等に基づいて審議が行われ、顕著な普遍的価値を持つと認められる文化遺産・自然遺産が世界遺産一覧表に記載されます。令和8年3月末現在で1,248件の遺産（文化遺産972件、自然遺産235件、複合遺産41件）が記載されています。6年7月に「佐渡島の金山」が記載され、我が国の世界遺産一覧表記載物件は文化遺産21件、自然遺産5件となっています（図表2-7-12）。

図表2-7-12

我が国の世界遺産一覧

	記載物件名	所在地	記載年	区分
①	法隆寺地域の仏教建造物	奈良県	平成5年	文化
②	姫路城	兵庫県	平成5年	文化
③	屋久島	鹿児島県	平成5年	自然
④	白神山地	青森県・秋田県	平成5年	自然
⑤	古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）	京都府・滋賀県	平成6年	文化
⑥	白川郷・五箇山の合掌造り集落	岐阜県・富山県	平成7年	文化
⑦	原爆ドーム	広島県	平成8年	文化
⑧	厳島神社	広島県	平成8年	文化
⑨	古都奈良の文化財	奈良県	平成10年	文化
⑩	日光の社寺	栃木県	平成11年	文化
⑪	琉球王国のグスク及び関連遺産群	沖縄県	平成12年	文化
⑫	紀伊山地の霊場と参詣道	三重県・奈良県・和歌山県	平成16年	文化
⑬	知床	北海道	平成17年	自然
⑭	石見銀山遺跡とその文化的景観	島根県	平成19年	文化
⑮	小笠原諸島	東京都	平成23年	自然
⑯	平泉—仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群—	岩手県	平成23年	文化
⑰	富士山—信仰の対象と芸術の源泉	山梨県・静岡県	平成25年	文化
⑱	富岡製糸場と絹産業遺産群	群馬県	平成26年	文化
⑲	明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県・山口県・岩手県・静岡県	平成27年	文化
⑳	国立西洋美術館（ル・コルビュジエの建築作品—近代建築運動への顕著な貢献—）	東京都（他フランス・ドイツ・スイス・ベルギー・アルゼンチン・インド）	平成28年	文化
㉑	「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群	福岡県	平成29年	文化
㉒	長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産	長崎県・熊本県	平成30年	文化
㉓	百舌鳥・古市古墳群—古代日本の墳墓群—	大阪府	令和元年	文化
㉔	奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島	鹿児島県・沖縄県	令和3年	自然
㉕	北海道・北東北の縄文遺跡群	北海道・青森県・岩手県・秋田県	令和3年	文化
㉖	佐渡島の金山	新潟県	令和6年	文化

令和7年1月に「飛鳥・藤原の宮都」を世界文化遺産として推薦し、8年7月開催が予定される世界遺産委員会において登録の可否が審議される予定です。

（2）無形文化遺産の保護に関する取組

世界各地において、生活様式の変化など社会の変容に伴って、多くの無形文化遺産が衰退や消滅の危機にさらされる中、平成15年のユネスコ総会において、無形文化遺産の保護に関する条約が採択され、18年4月に発効しました。我が国は、16年に3番目の締約国となりました。令和8年3月末現在、この条約には185か国が加盟しています。この条約では、無形文化遺産を保護することを目的として、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表（代表一覧表）」の作成、無形文化遺産の保護のための国際的な

協力及び援助体制の確立、締約国が取るべき必要な措置等について規定されています。

令和7年12月、「和紙：日本の手漉和紙技術」、「山・鉾・屋台行事」、「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」の拡張が決定されました。現在、我が国からの代表一覧表記載件数は23件となっています（図表2-7-13）。

令和8年3月には、新規提案として「神楽」と「温泉文化」を、拡張提案として「山・鉾・屋台行事」、「風流踊」、「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」を提案しています。令和7年に新規提案を行っている「書道」については、令和8年12月に登録審議が行われる予定です。

第7章

文化芸術立国の実現

図表2-7-13 代表一覧表に記載されている我が国の無形文化遺産

名 称	記載年	名 称	記載年
ノウダク 能楽	平成20年記載	ユウキ ツムギ 結城 紬	平成22年記載
ニンギョウジョウ ル リ プンラク 人形 浄瑠璃文楽	平成20年記載	ミブ ハナ タウエ 壬生の花田植	平成23年記載
カ ブ キ 歌舞伎	平成20年記載	サ ダ シンノウ 佐陀神能	平成23年記載
ガ ガク 雅楽	平成21年記載	ナ チ デンガク 那智の田楽	平成24年記載
オビ ヤチヂミ ミチゴジョウフ 小千谷縮・越後上 布	平成21年記載	ワ シ ュク ニ カンジン デントウテキ ショクブン カ 和食；日本人の伝統的な食文化	平成25年記載
オウ ノ ト 奥能登のあえのこと	平成21年記載	ワ シ ニ ホン テスキワ シ ギ ジュツ 和紙：日本の手漉和紙 術	平成26年記載 令和7年拡張
ハヤチネカグラ 早池峰神楽	平成21年記載	ヤマ オコ セタイキョウジ 山・鉾・屋台 行事	平成28年記載 令和7年拡張
アキウ タウエオドリ 秋保の田植 踊	平成21年記載	ライホウシン カメン カンク カミガミ 来訪神：仮面・仮装の神々	平成30年度記載
ダイニチドウ ガク 大日堂舞楽	平成21年記載	デントウケンゴクジョウ フゼ モクゾウケンゾウフ ム 伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技 術	令和2年記載 令和7年拡張
ダイモクダ 題目立	平成21年記載	フ リュウオドリ 風 流 踊	令和4年記載
コシキブ ヨウ アイヌ古式舞踊	平成21年記載	デントウテキサケツク 伝統的酒造り	令和6年記載
クミオドリ 組 踊	平成22年記載		

7 文化財の防災対策

平成31年4月のノートルダム大聖堂（フランス）において発生した火災を受け、文化財の総合的な防火対策の検討・実施に資するよう国宝・重要文化財（建造物）及び国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン（同年9月2日策定）を作成しました。加えて、令和元年10月の首里城正殿等の火災を受け、同ガイドラインの改訂を行うとともに、世界遺産や国宝を対象とした総合的・計画的な防火対策を重点的に進めるため、「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」（同

年12月23日文部科学大臣決定）を策定しました。同計画については、6年12月4日の改定により、7年度まで1年延長して取り組みました。

また、政府の「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定）に基づき、文部科学省としても、令和8年度から重要文化財等の防災対策を重点的に進めるため、建造物の防火対策に加え、耐震対策、史跡等の水害・老朽化対策等を含む総合的な計画として、「第1次文化財防災対策5か年計画」（令和7年12月26日文部科学大臣決定）を策定し、各防災対策の着実な推進を図ることとしています。

第3節 文化財をはじめとする文化資源を活用した付加価値の創出

1 文化資源を活用したインバウンドのための環境整備

平成28年に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」において、「文化財の観光資源としての開花」が掲げられました。令和8年3月に閣議決定された「観光立国推進基本計画」をはじめとする計画等においても、文化資源の観光資源としての魅力の向上等が掲げられており、そうした政府方針を踏まえ、文化庁では文化資源の磨き上げや高付加価値化等、インバウンドにとって文化資源がより魅力的なものとなるような取組への支援を行っています。

2 文化資源を活用した経済活性化の促進

平成31年1月に、国際観光旅客税が創設され、観光先

進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化が推進されています。

文化庁では、文化財をはじめとした我が国固有の文化資源についても、国内外問わず多くの人々にその歴史的価値・魅力を発信するため、新たな付加価値を付け、より魅力的なものとなるよう磨き上げる取組を支援しています。

具体的には、2025年大阪・関西万博に向けて、日本各地の最高峰の文化資源を更に磨き上げる「日本博2.0」や、全国各地の魅力的な文化財を高付加価値化して活用（特別な歴史体験、夜間活用、ユニークベニュー等）するためのコンテンツ造成を支援する事業等によって、観光インバウンドに資するコンテンツの創出を進めるとともに、日本文化の魅力を効果的にオンライン発信することで、観光振興・地域経済の活性化の好循環を促進していきます。

第4節 文化観光の推進

1 文化観光推進法に基づく文化観光拠点の整備等

文化の振興を起点として、観光の振興、地域の活性化につなげ、その経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出するためには、文化についての理解を深めることを目的とする観光（文化観光）を促進していくことが重要です。

こうした観点から、博物館等の文化施設を拠点として、地域における文化観光を推進するため、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」（「文化観光推進法」）に基づき、令和7年度までに、63件の拠点計画及び地域計画を認定しています。これらの計画に基づき、各文化観光拠点施設の魅力向上や文化観光を推進する地域における来訪者の利便性の向上に資する取組等の支援を行いました。

2 日本遺産の魅力発信

地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を

語るストーリーを「日本遺産（Japan Heritage）」として認定し、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の様々な文化財群を総合的に活用する取組を支援しています。

日本遺産については、令和8年3月時点で104件が認定されています。また、日本遺産のブランド力の維持・強化を図るため、各認定地域の取組状況等を毎年度評価することとしており、7年度は、平成28年度認定地域、令和元年度認定地域、及び候補地域を対象に、総括評価・継続審査及び点数評価プロセスを実施しました。また、日本遺産の認知度向上を図るため、7年10月には、2025年大阪・関西万博に日本遺産ブースを出展するとともに、岡山県倉敷市において、認定地域が一堂に会し、地域の魅力発信を行う「日本遺産フェスティバル in 倉敷」を開催しました。さらに、8年2月には、「日本遺産の日」である2月13日を記念して、東京都の有楽町駅前広場において「日本遺産マルシェ」を開催しました。今後とも、これらの取組を通じて、日本遺産を活用した地域の活性化や国内外への魅力の発信に積極的に取り組んでいきます。

第5節 博物館・劇場等の振興

1 博物館の振興

（1）博物館法改正と博物館の活性化

令和5年4月、約70年ぶりの大幅な見直しとなった改正博物館法が施行され、地域の活性化拠点としての博物館の役割が改めて規定されたほか、博物館数の増加や設置主体の多様化等を受け、登録制度についても大きく見直されることとなりました。文化庁では今回の改正博物館法施行を契機として、5年間の経過措置期間（9年度末まで）を集中取組期間として設定しています。これに伴い、7年度は、博物館資料のデジタルアーカイブ化とその公開・発信や、博物館における業務のDXに効果的に取り組む館の事業を支援し、データの活用や業務フローの効率化を図るInnovate MUSEUM事業や、博物館の経営基盤強化を目指すべく、外部資金獲得のための実証事業、デジタル化やファンドレイズ、広報などの専門的人材の派遣事業、今後求められる学芸員の資質の獲得と向上を目的とした各種研修の開催等を実施したところです。

また、博物館法第8条に基づき、博物館の健全な発達を図るために、文部科学大臣が策定・公表する「博物館の設置及び望ましい基準」の全部を改正する告示を令和8年3月31日に公布しました。デジタルアーカイブに係る規定の整備や、地域のまちづくりや産業活性化等の地域課題へ

の対処に係る規定の追加といった改正博物館法に伴う規定の見直しに加え、博物館資料の収集及び管理等に係る規定の充実や、博物館の経営、人材の養成、設置者の努力義務に係る規定の追加など、社会情勢の変化に伴う規定の見直しを行いました。

（2）美術品補償制度

「展覧会における美術品損害の補償に関する法律」に基づいて、展覧会のために海外等から借り受けた美術品に損害が生じた場合にその損害を政府が補償する「美術品補償制度」が設けられています。この制度の創設以来、令和8年3月末現在で60件の展覧会が美術品補償制度の対象になっています。美術品補償制度によって、展覧会の主催者の保険料負担が軽減され、広く全国で優れた展覧会が安定的・継続的に開催されることが期待されています。

また、「海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律」によって、従来は強制執行等の禁止措置が担保されていないために借り受けることが困難であった海外の美術品等を公開する展覧会の開催が可能となっています。

（3）登録美術品制度

「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」に基づいて、優れた美術品の美術館や博物館における公開を

促進する「登録美術品制度」が設けられています。この制度は、優れた美術品について、個人や企業等の所有者からの申請に基づき、専門家の意見を参考にして文化庁長官が登録するものです。登録された美術品は、所有者と美術館の設置者との間で結ばれる登録美術品公開契約に基づき、当該美術館で5年以上の期間にわたって計画的に公開・保管されます。また、登録美術品については、相続税の物納の特例措置が設けられています。なお、令和2年度税制改正大綱を受けた3年4月の登録基準の改正により登録対象が拡大し、制作者が生存中である美術品のうち一定のものが加わりました。

(4) 国立施設の取組

国立施設のうち、国立美術館、国立文化財機構、国立科学博物館については、令和8年度から開始する第6期中期目標を策定し、ガバナンスの強化により、活動の充実・機能強化及び改革を推進し、我が国の文化芸術の「顔」としてこれまで以上に国内外に存在感を示せるよう、各館の特色・魅力の抜本的な向上を図るための目標を設定しました。

①国立美術館

国立美術館では、東京国立近代美術館、国立工芸館、京都国立近代美術館、国立映画アーカイブ、国立西洋美術館、国立国際美術館、国立新美術館を設置しています。各国立美術館は、それぞれの特色を生かしつつ、相互に連携・協力しながら、美術作品の収集・展示、教育普及活動及びこれらに関する調査研究を行うとともに、我が国の美術振興の拠点として、国内外の研究者との交流、学芸員の資質向上のための研修、公私立美術館に対する助言、地域の美術館との連携等を行っています。さらに国立アトリサーチセンターでは、国内外の美術館、研究機関をはじめ関係者と連携・協力し、アート振興の基盤整備及び国際発信と持続的な発展に寄与するための活動等に取り組んでいます。

令和7年度に開催した主な展覧会としては「ヒルマ・アフ・クリント展」(東京国立近代美術館)、「移転開館5周年記念 ルーシー・リー展—東西をつなぐ優美のうつわ—」(国立工芸館)、「きもののヒミツ 友禅のうまれるところ」(京都国立近代美術館)、「オルセー美術館所蔵 印象派—室内をめぐる物語」(国立西洋美術館)、「非常の常」(国立国際美術館)、「リビング・モダンティ 住まいの実験 1920s-1970s」(国立新美術館)などが挙げられます。そのほか、国立映画アーカイブは、「映画監督 森田芳光」

と題した上映会や展示を行う企画などを実施しました。

また、国立アトリサーチセンターにおいては、全国的美術館が所蔵する良質なコレクションを可視化するため、「日本で見られるアート100選：日本の現代アート編」として、100点の作品を選定・公表しました。

その他、文化庁からの委託を受けて国立美術館に設置された中間生成物^{*1}保存活用事務局では、専門家による「中間生成物保存活用検討委員会」等を実施し、中間生成物の収集・保存・展示のあり方を検討しました。あわせて、国際シンポジウム「メディア芸術ナショナルセンター（仮称）への期待～アニメーションのアーカイブにおける意義と役割～」を開催しました。

②国立文化財機構

国立文化財機構は、東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館、九州国立博物館及び皇居三の丸尚蔵館の5つの国立博物館を設置し、有形文化財を収集・保管して広く観覧に供するとともに、東京文化財研究所、奈良文化財研究所及びアジア太平洋無形文化遺産研究センター3つの文化財研究所と、本部に設置された文化財活用センター及び文化財防災センターにおいて調査・研究等を行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存と活用を図ることを目的としています^{*2}。国立博物館は、収蔵する国宝・重要文化財等を活用し、日本の歴史・伝統文化や東洋文化の魅力を国内外に発信する拠点としての役割を担っています。令和7年度に開催した主な特別展は「蔦屋重三郎コンテンツビジネスの風雲児」(東京国立博物館)、「日本、美のるつば—異文化交流の軌跡—」(京都国立博物館)、「超国宝一祈りのかがやき—」(奈良国立博物館)、「九州の国宝 きゅーはくのたから」(九州国立博物館)などが挙げられます。各研究所では、貴重な文化財を次代へ継承していくために必要な知識・技術の基盤の形成に寄与するための調査研究を行っています。

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震への対応として、文化財防災センターが中心となり、被災文化財等救援事業(文化財レスキュー事業)と被災建造物復旧支援事業(文化財ドクター派遣事業)を進めています。

文化財活用センターでは、企業と共同して文化財に親しむためのコンテンツ開発とモデル事業を推進するとともに、文化財機構の所蔵品を国内博物館等に貸し出し、地域ゆかりの歴史や文化をテーマとする展覧会への活用を図る所蔵品貸与促進事業、文化財の保存と活用を目的とするファンドレイジング事業等を実施しています。

*1 マンガの原画や準備稿(ネーム等)等、アニメの原画やセル画等、特撮のミニチュアや背景美術、ゲームの企画書やキャラクター設定資料等、制作過程に生み出されたもの

*2 参照：<https://www.nich.go.jp/>

③国立科学博物館

国立科学博物館は、国立で唯一の総合科学博物館であり、自然史、科学技術史に関する調査・研究、標本・資料の収集・保管とその継承を進めるとともに、調査研究の成果や標本・資料を生かして展示や学習支援活動を実施しています*3。

令和7年度は、展示活動について、多様な機関との連携・協力を図りながら、内容や手法等を工夫した多彩で魅力的な展示を実施するとともに、常設展示の改修を実施しました。特別展については、「古代DNA—日本人のきた道—」、「氷河期展～人類が見た4万年前の世界～」、「大絶滅展—生命史のビッグファイブ」、「超危険生物展 科学で挑む生き物の本気」を、企画展については、「植物×匠めぐるいのち、つなぐ手しごと」、「学習マンガのひみつ」、「ワニ」、「かこさとしの科学絵本」等を開催しました。さらに、令和3年度に巡回を開始した巡回展「WHO ARE WE」や「ポケモン化石博物館」の巡回を引き続き実施しました。

学習支援活動については、未就学児から成人まで幅広い世代に自然や科学の面白さを伝え共に考える機会を提供する講座等や、全国81館の博物館等と協働した「教員のための博物館の日」等を実施しました。また、遠隔地の方等が自宅からでも博物館体験ができるよう、バーチャル企画展の継続公開やバーチャルガイドツアーの実施、研究者による研究内容や展示の解説動画、YouTube等でのライブ配信等の様々なコンテンツを公開しました。

④国立近現代建築資料館

国立近現代建築資料館は、近現代建築に関する資料（図面など）を次世代に継承するための保存と活用を行う建築資料専門のアーカイブズ施設*4です。

同館では、近現代建築資料に関する情報収集、資料の収集・保管・公開及び調査研究を行うとともに、展覧会の開催を通じて、我が国の建築文化に対する国民への理解増進を図っています。

令和7年度は、「日本の万国博覧会1970-2005」（第1部「EXPO'70技術・デザイン・芸術の融合」（7年3月8日から5月25日、第2部「EXPO'75以降ひと・自然・環境へ」（6月14日から8月31日）及び「日本の万国博覧会1970-2025＋描かれた未来と夢」（8年2月28日から3月15日）を開催しました。

また、収集資料のデジタル化についても積極的に実施

し、利用者の利便性向上に向けた取組も進めています。

⑤国立アイヌ民族博物館

令和2年に開館した国立アイヌ民族博物館は、先住民族アイヌを主題とした初の国立博物館であり、また、アイヌ文化の復興・発展の拠点となるウポポイ*5（民族共生象徴空間）の中核施設です*6。「先住民族であるアイヌの尊厳を尊重し、国内外にアイヌの歴史・文化等に関する正しい認識と理解を促進するとともに、新たなアイヌ文化の創造及び発展に寄与する」という理念の下、「私たちの」という切り口で、アイヌの視点から紹介する六つのテーマで構成する基本展示や、体験キットを手にとって体感できる探究展示“テンパテンパ”*7、高精細の映像が楽しめるシアターの映像等を通して、アイヌの歴史や文化を総合的・一体的に展示します。

また、館内の第一言語をアイヌ語とし、サインや展示解説等にアイヌ語を積極的に使用するとともに、最大8言語の多言語対応により、多様な来館者の理解促進とアイヌ語に触れる機会の創出を図ることとしています。

令和7年度は、特別展示「開館5周年記念 ウィーン万国博覧会とアイヌ・コレクション」や、國學院大學博物館を会場としたブンカラ*8協働展示「Punkar network×TOKYO2025 アイヌモシリーアイヌの世界と多様な文化—」等を開催しました。

2 劇場・音楽堂等の振興

（1）劇場・音楽堂等の活性化

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律及び「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」の趣旨を踏まえ、文化拠点である劇場、音楽堂等が行う実演芸術の創造発信や、専門的人材の養成、普及啓発事業等を支援することによって、劇場、音楽堂等の活性化を図るとともに、地域コミュニティの創造と再生を推進しています。

また、老朽化等による首都圏の劇場の相次ぐ休館や鑑賞機会の地方偏在等の課題に対応するため、令和8年度より、地方における実演芸術の基盤形成を推進しています。

（2）障害者等に対応した劇場・音楽堂等に関する税制措置

平成30年、障害者や高齢者に対して高度なバリアフリー対策を行った劇場・音楽堂等に対し、固定資産税等を

*3 参照：https://www.kahaku.go.jp

*4 参照：https://www.bunka.go.jp/nama/

*5 ウポポイとは、「（おおぜいで）歌うこと」というアイヌ語による愛称。

*6 参照：https://nam.go.jp/

*7 テンパテンパとは、「触ってね」というアイヌ語による愛称。

*8 ブンカラとは、ブドウ、サルナシなどの“植物の蔓”を意味するアイヌ語であり、「アイヌ文化でつながる博物館等ネットワーク」の愛称。

減免する時限の特例措置が創設されました。令和8年度税制改正において、対象建築物の拡大や工事要件の緩和等を行った上で、本特例措置の期限が10年度まで延長されており、本措置や関連予算を通じて、劇場・音楽堂等におけるバリアフリー化の取組を推進しています。

(3) 日本芸術文化振興会

①伝統芸能の保存・振興

我が国の伝統芸能の振興の拠点として、国立劇場、国立演芸場、国立能楽堂、国立文楽劇場、国立劇場おきなわが設置されています。日本芸術文化振興会は、これらの5館を通して、歌舞伎、文楽、舞踊、邦楽、大衆芸能（落語、講談、浪曲、漫才、太神楽、奇術等）、能楽、組踊等の伝統芸能の公開や、伝承者の養成、伝統芸能に関する調査研究・資料の収集及び活用、劇場施設の貸与等を行っています。

なお、国立劇場・国立演芸場は施設の老朽化に伴い、令和5年10月末に閉場しました。今後、一刻も早い再開場に向けて再整備を進めていきます。閉場に伴い、公演事業や伝承者の養成を他の劇場・施設等において継続するとともに、伝統芸能の公演機会の確保に関する支援についても取り組んでいきます。

令和7年度の公演事業では、計146公演（831回）を実施しました。歌舞伎では、新国立劇場中劇場において、当代を代表する俳優による至芸を提供すると同時に若手俳優も積極的に起用し、「仮名手本忠臣蔵」の「二段目」と「九段目」に平易な案内を付けた入門公演や、古典の名作「鏡山旧錦絵」の通し狂言を上演し、好評を得ました。

文楽では、東京では代替劇場での実施ではありながら「絵本太功記」の通し上演や、花道を設置した「勸進帳」などの企画性の高い公演を実施しました。また〈文楽入門公演〉として、比較的安い価格かつ短い時間で文楽鑑賞ができるステージを設定し、積極的に新しい観客層の拡大に取り組みました。大阪・関西万博の開催に合わせ、会場地元の国立文楽劇場では、インバウンドを含む外国人の来場に重点を置き、日本芸術文化振興会では初の36日間にわたるロングラン公演、本公演における外国人向けの解説・演目の上演や英語の字幕表示等を実施しました。また、文楽屈指の大作「義経千本桜」の通し狂言や28年ぶりの

「新薄雪物語」等を当代最高の配役で上演し、大きな話題を集めました（国立劇場、国立文楽劇場）。

大衆芸能では、日本演芸家連合の出演による「演芸大にぎわい～東から西から～」等の公演を実施しました（国立演芸場）。

能楽では、大阪・関西万博の期間中に初心者向け企画「国立能楽堂ショーケース」連続公演の実施、東京デフリンピック開催に合わせた「手話狂言」、東日本大震災より15年の節目での復曲能「名取ノ老女」の上演など、時宜を得た意欲的な公演を相次いで行い、多くの来場者を得ました（国立能楽堂）。

組踊等については、1838年の史料に依拠・考証して復元した「執心鐘入」や第4回新作組踊戯曲大賞で入賞した作品等の上演を行いました（国立劇場おきなわ）。

また、各分野において青少年や社会人、外国人等を対象とした公演を上演しました。

伝承者養成事業では、令和8年3月現在、歌舞伎俳優3人、歌舞伎音楽（竹本）1人、歌舞伎音楽（鳴物）2人、大衆芸能（太神楽）2人、能楽6人、文楽4人、組踊8人がそれぞれ研修中です。

また、伝統芸能に関する調査研究を継続的に実施しているほか、各館において展示や各種講座等を実施し、伝統芸能に関する理解促進と普及に努めています。

②現代舞台芸術の振興・普及

我が国の現代舞台芸術の振興の拠点として、新国立劇場が設置されています。日本芸術文化振興会は、新国立劇場を通して、オペラ、バレエ、現代舞踊、演劇等の公演の実施や、実演家等の研修、現代舞台芸術に関する調査研究・資料の収集及び活用、劇場施設の貸与等を行っています*9。

令和7年度の公演事業としては、オペラ「ナターシャ」、バレエ「ジゼル」、現代舞踊「ロボット、私の永遠の愛」、演劇「焼肉ドラゴン」など、計28公演（221回）を実施しました。実演家研修事業では、8年3月現在、オペラ13人、バレエ30人、演劇30人がそれぞれ研修中です。また、新国立劇場館内や情報センターにおいて展示や各種講座等を実施し、現代舞台芸術の理解促進と普及に努めています。

第6節 文化と経済の好循環の創出

1 芸術家等の活動基盤強化

我が国の文化芸術活動の持続可能な発展を図るためには、文化芸術の担い手である芸術家等が専念して活動でき

るよう活動基盤の強化が必要です。文化庁では、令和4年7月に「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）」を公表し、取引の適正化の促進等の観点から契約において明確にすべき事項等や契約書

*9 参照：https://www.nntt.jac.go.jp

のひな型等について示しました。また、適正な契約関係の構築に向けた実効性確保のための方策として、芸術家等が適正な契約関係構築等のために必要な知識を身につけられる研修会を実施しているほか、契約や活動に関係して生じる疑問やトラブルについて弁護士が無料で相談に対応する相談窓口の開設等を行うなど、文化芸術関係者の活動環境の改善に向けた取組を進めています。さらに、6年6月に文化庁に検討会議を設置し、文化芸術団体がハラスメントなどの問題に対し主体的に果たすべき役割や、文化庁の講ずべき施策に関する報告を取りまとめました。同報告の内容に基づき、必要な取組を進めていきます。

2 文化芸術エコシステムの形成促進

国・地方公共団体・企業・個人が文化への戦略的投資を拡大し、文化を起点に産業等他分野と連携し、創出された新たな価値が文化に再投資され、持続的に発展する「文化と経済の好循環」を目指し、平成29年12月に「文化経済戦略」を策定しました。さらに、この戦略推進のための主要施策の内容や目標等を明らかにした「文化経済戦略アクションプラン」を30年8月に策定し、関係府省庁と緊密に連携しながら文化経済戦略を推進していきます。また、文化審議会に設置した文化経済部会の報告書（令和7年3月）を踏まえ、7年度は、我が国における文化芸術エコシステムの構築に向けた議論を継続しました。今後、更に議論を進め、文化芸術エコシステムの形成促進に向けた具体的な取組を進めていきます。

3 文化芸術のグローバル展開の推進

文化芸術と経済の好循環の実現に当たっては、主として国内のみを前提とした取組を超え、世界とつながり、国際的に訴求する文化芸術コンテンツを創造するとともに、海外における文化的・芸術的評価の価値軸を十分に踏まえた戦略的な文化発信が必要となります。このため、日本文化の戦略的な発信やグローバル展開を進め、文化芸術を通じた諸外国との相互理解の促進及び国家ブランド構築への貢献を図ります。具体的には、トップレベルのアーティスト等を発掘しグローバルに活躍するための総合的な支援、国内外で開催する国際共同制作による公演等への支援、活字コンテンツ、映画等の海外展開に対する支援等を行います。

特に、我が国のアート市場は世界のアート市場規模に比して小規模にとどまっていることから、我が国のアート市場の活性化とその持続的発展を可能とするよう、文化審議会文化政策部会に設置したアート市場活性化ワーキンググループの提言（令和3年3月）や文化経済部会アート振興ワーキンググループの提言（7年3月）等を踏まえ、5年

3月に国立美術館に設立された国立アトリサーチセンターとも連携しながら、必要なシステム形成の方策について、具体的な検討を進めています。加えて、我が国をアートの国際発信拠点とする取組として、国際的なアートフェア誘致を目指した我が国のアートシーンの国際発信や国際的なイベントにおけるアートの国際発信等を推進します。

また、我が国の文学作品の国際的な評価が高まりつつある中、我が国の多様で豊かな活字文化を海外へ展開するため、作家、アカデミア、出版関連業界、関係省庁等から構成される「活字文化グローバル展開協議会」を令和7年12月に発足しました。今後、同協議会において議論を進め、翻訳家の育成を一層強化するとともに、産学官の連携協力による活字文化のグローバル発信を推進します。

さらに、世界で活躍する新進芸術家等を育成するため、美術、音楽、舞踊、演劇等の分野において研修・発表の機会を提供しています。特に、「新進芸術家海外研修制度」では、昭和42年以来、新進芸術家等が海外の大学や芸術団体等で研修を受け、これまで多数の優秀な芸術家等を輩出しています（図表2-7-14）。

そのほか、例えば、2030年以降の開発アジェンダに関する議論において文化を独立した目標として含めることなど、地球規模の課題とその解決に向けた文化の役割と貢献を重要視する議論が国際的に活発になってきている状況を踏まえ、我が国の文化芸術政策にこれらの観点を反映し、その解決に貢献していきます。

図表2-7-14 新進芸術家海外研修制度のこれまでの派遣者の例

奥谷 博	美術：洋画	昭和42年度
森下 洋子	舞踊：バレエ	昭和50年度
佐藤しのぶ	音楽：声楽	昭和59年度
大野 和士	音楽：指揮	昭和61年度
船越 桂	美術：彫刻	昭和59年度
野田 秀樹	演劇：演出	平成4年度
諏訪内晶子	音楽：器楽	平成6年度
野村 萬斎	演劇：狂言	平成6年度
崔 洋一	映画：監督	平成8年度
鴻上 尚史	演劇：演出	平成9年度
山中 千尋	音楽：ジャズピアノ	平成13年度
平山 素子	舞踊：モダンダンス	平成13年度
酒井 健治	音楽：作曲	平成16年度
塩田 千春	美術：現代美術	平成16年度
長塚 圭史	演劇：演出	平成20年度
萩原 麻未	音楽：ピアノ	平成21年度
濱口 竜介	映画：映画	平成27年度

4 国際文化交流・協力の推進

（1）東アジア諸国や周年事業が設定された国々との交流

「東アジア文化都市」は、日中韓から都市を選定し、各都市が連携して年間を通じて様々な文化交流事業を実施す

るものであり、平成26年から毎年選定されています。

令和7年には、日本の鎌倉市、中国のマカオ特別行政区・湖州市、韓国の安城市が選定されました。8年には、日本では松本市が選定されました。

また、我が国との外交関係開設等、両国関係における歴史的な出来事を記念する節目となる周年や、政策的意義が高いと考えられる機会を捉えた交流事業等を通じ、文化面での友好と相互理解の促進を図ります。

（2）文化関係の国際的な会議への参加

①日中韓文化大臣会合

日中韓文化大臣会合は、文化交流・協力の強化に向けた方策について、日中韓3か国の文化担当大臣が意見交換を行うものです。令和6年9月に日本・京都市で開催された第15回会合では、中国、韓国と意見交換を行い、成果文書として「2024京都宣言」を発出しました。同会合では7年の「東アジア文化都市」の正式決定に加え、

- （1）東アジア文化都市のほか、将来世代を含めた文化交流のより一層の推進
- （2）グローバルな公共財としての文化が持つ価値や役割の確認と、その向上に向けた連携強化
- （3）クリエイター等の創造環境の充実に関する連携強化等について議論し成果を取りまとめました。

②APEC文化ハイレベル対話

APEC文化ハイレベル対話は、APECエコノミーにおける文化分野の協力等について意見交換を行う閣僚級会合です。令和7年8月に韓国・慶州で初めて開催され、文化・クリエイティブ産業の構築をテーマに議論が行われました。我が国からは、あべ文部科学大臣が出席し、若手クリエイターやアーティストへの支援、文化・クリエイティブ振興におけるデジタル技術の活用方策などの我が国の取組を紹介しました。

③MONDIACULT 2025

MONDIACULTは、ユネスコのカテゴリーⅡ（政府間会議）に位置づけられる文化政策と持続可能な開発に関する世界会議です。令和7年9月にスペイン・バルセロナで開催され、163か国から2,500人以上が参加しました。我が国からは、矢野文部科学審議官が出席し、「文化的権利及び文化経済」のセッションにおいて、若手クリエイターやアーティストへの支援や令和7年5月に京都で開催された「MUSIC AWARDS JAPAN」などの我が国の取組を紹介しました。

④G20文化大臣会合

G20文化大臣会合は、G20の枠組みにおいて文化分野

での協力について意見交換を行うものです。令和7年10月には、議長国南アフリカの呼びかけによりG20各国の文化担当大臣・副大臣等及び国際機関の代表者の出席の下、第6回文化大臣会合が南アフリカで開催されました。我が国からは、若手クリエイターやアーティストへの支援の強化や、芸術家が尊厳をもって自由に創作できる環境づくりの重要性等について発言しました。

（3）芸術文化の国際交流の推進

芸術文化の国際交流の推進は、我が国の芸術文化水準の向上を図るとともに我が国に対するイメージの向上や諸外国との相互理解の促進に貢献するものです。文化庁では、芸術文化の国際交流を推進するため、芸術団体が海外公演を行ったり、有名な国際芸術祭に参加したり、海外映画祭等に出品したりする取組を支援しています。

令和5年の「日本ASEAN友好協力50周年特別首脳会議」を契機に、国際共同製作映画や日本映画で描かれる、多様で豊かな日本の文化・芸術の魅力を発信・紹介するイベントを、6年度はフィリピン、7年度はタイで実施しました。

また、平成30年6月に「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律」が成立し、これに基づき31年3月に「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する基本計画」が閣議決定されたことを踏まえ、日本にて行われ、世界の関心を集める国際文化交流の祭典の実施を推進しています。

（4）文化財に関する国際交流・協力の推進

①文化遺産の保護における国際協力

「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」や令和7年2月13日に改訂された「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する基本的な方針」を踏まえ、文化遺産国際協力コンソーシアムの下で、文化庁、外務省、大学・研究機関、民間助成団体等が連携協力し、文化遺産の保護における国際協力を推進しています。具体的には、国内の各研究機関等とネットワークを構築して、文化遺産国際協力に関する調査研究や普及啓発等を行っています。

②国際社会からの要請等に基づく国際支援

「緊急的文化遺産国際貢献事業」では、平成16年度から、紛争や自然災害によって被災した文化遺産について、関係国や機関からの要請等に応じ、我が国の専門家の派遣や相手国の専門家の招へいを行うなど緊急対応の専門家交流事業を実施しています。令和7年度は、ウクライナ及びスーダンを対象に事業を実施しました。また、「文化遺産国際協力拠点交流事業」では、平成19年度から、海外の国や地域において文化遺産の保護に重要な役割を果たす機

関等との交流や協力を行う拠点交流事業を実施し、現地で文化遺産の保護に携わる人材の養成に取り組んでいます。令和7年度は、トルコ、バーレーン、カンボジア等を対象に事業を実施しました。

③二国間取り決め等による国際交流・協力

(ア) 二国間交流・協力

文化遺産の保護においては、様々な国と二国間交流・協力を実施しています。令和7年度は、ベトナム、韓国、フィリピンとの間で、我が国の専門家による文化財の保存修復等に係る研究交流事業等を実施しました。

(イ) 文化財保存修復研究国際センター（ICCRUM）との連携協力

我が国は、国際機関である文化財保存修復研究国際センター（ICCRUM：イクロム）に加盟し、分担金の拠出や文化財調査官の派遣など国際的な研究事業等への協力を行っています。

④文化財の不法な輸出入等の規制

不法な文化財取引を防止し、各国の文化財を不法な輸出入等の危険から保護するため、我が国は平成14年に、「文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律」を制定し、ユネスコの「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約」を締結しました。

この法律は、外国の博物館等から盗取された文化財の輸入を禁止しており、盗難被害にあった者は、民法で認められている代価弁償を条件として、特例として回復請求期間が10年間に延長されています。

また、武力紛争時における文化財を保護するため、「武力紛争の際の文化財の保護に関する条約」（1954年ハーグ条約）及び関連2議定書（1954年及び1999年）（我が国は、いずれも2007（平成19）年に締結。）や「武力紛争

の際の文化財の保護に関する法律」等に基づいて、武力紛争時に他国に占領された地域（被占領地域）から流出した文化財の輸入が規制されています。このほかにも、武力紛争の際に敵対行為として文化財を破壊又は損壊することや、文化財を軍事的目的に利用すること等が罰則の対象となっています。

5 「日本博2.0」の推進

「日本博2.0」は、大阪・関西万博に向けて、最高峰の文化資源を更に磨き上げるとともに、戦略的なプロモーションを推進し、年間を通じてインバウンド需要に的確に応えることにより、訪日機運の醸成と万博から地方への誘客を図る取組です。

令和7年度は、伝統芸能や舞台芸術、音楽、メディア芸術、アートなど、計82事業を採択・実施したほか、大阪・関西万博会場内では、能楽・文楽・琉球舞踊といった日本の伝統芸能の公演、障害者による文化芸術活動の展示や舞台でのパフォーマンスを通じ、日本の伝統芸能の魅力と共生社会の実現に向けた取組を国内外に発信しました。

6 興行入場券の適正な流通の確保

近年、興行入場券の高額転売が社会問題となっていることを踏まえ、興行入場券の適正な流通を確保し、もって興行の振興を通じた文化及びスポーツの振興並びに国民の消費生活の安定等を目的とした「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律」（チケット不正転売禁止法）が、令和元年6月から施行されました。本法律の適切な運用を図るため、国民への周知等を行い、興行を通じた文化及びスポーツの振興を推進しています。

第7節 舞台芸術活動等の推進

1 舞台芸術等の創造活動への効果的な支援

我が国の文化芸術の振興を図るため、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能（能楽、文楽等）、大衆芸能（落語、漫才等）の舞台芸術分野の水準向上に資する活動を重点的に支援する「舞台芸術等総合支援事業」を実施しています。このうち、各分野の特性に配慮した創造活動を推進する「公演創造活動」では、複数年計画支援型30団体、公演事業支援型143件を支援しています。このほか、我が国の芸術団体の水準向上を図るとともに、国際発信力を強化し、我が国の国際的なプレゼンスを高めることを目的とした「国際芸術交流支援」では、海外公演27件、国際共同制作公演

5件、国際フェスティバル5件を支援しています。

芸術文化振興基金は、文化芸術活動に対する援助を継続的・安定的に行うため、平成2年に設立されました。政府からの出資金と民間からの寄附金を原資とした運用益を、日本芸術文化振興会が行う、各種文化芸術活動への助成事業に充てています。寄附金の受付は随時行っており、基金の拡充に努めています。

〈芸術文化振興基金からの助成額（令和7年度）〉

- ・芸術創造普及活動 5億800万円
- ・地域文化振興活動 1億6,950万円
- ・文化振興普及団体活動 6,140万円

2 文化庁芸術祭・芸術選奨

文化庁では、昭和21年度から毎年秋に「文化庁芸術祭」を開催しています。令和7年度は、オープニングのオペラ



文化庁芸術祭オープニング・オペラ公演「ラ・ボヘム」(撮影：堀田力丸)

また、文化庁では、昭和25年から毎年度、芸術各分野において、優れた業績を挙げた方、又は新生面を開いた方に対して、芸術選奨文部科学大臣賞、同新人賞を贈っています。令和7年度は、演劇、映画、音楽、舞踊、文学、美

を皮切りに、10月1日から11月30日までの2か月間、主催公演としてバレエ、現代演劇、オーケストラ、能楽、文楽、邦楽、日本舞踊、民俗芸能の11公演を開催しました。



術A、美術B、メディア芸術、放送、大衆芸能、芸術振興、評論の12部門・45名と1組の受賞者に賞状と賞金が贈られました。

第8節 メディア芸術の振興

1 マンガ、アニメーション、ゲームなどのメディア芸術の振興

マンガ、アニメーション、ゲームなどのメディア芸術は広く国民に親しまれ、新たな芸術の創造や我が国の芸術全体の活性化を促すとともに、海外から高く評価され、我が国に対する理解や関心を高めています。メディア芸術の一層の振興を図るため、文化庁では、優秀な若手クリエイターの創作・発表機会の支援やアニメーター等への教育プログラムの提供を通じ、次世代を担う人材の育成や水準の向上に取り組むほか、メディア芸術作品・資料等の所蔵館等におけるアーカイブの取組への支援等を通じ、それらの収集・保存・活用を推進しています。令和7年度には、メディア芸術クリエイター育成支援事業において、40件のクリエイターの創作・発表活動への支援を行うとともに、8年2月に成果発表イベント「ENCOUNTERS」を開催しました。また、アーカイブの取組への支援として18件の大学や民間団体等を支援しました。

2 日本映画の振興

映画は、演劇、音楽や美術などの諸芸術を含んだ総合芸術であり、国民の最も身近な娯楽の一つとして生活の中に定着しています。また、ある時代の国や地域の文化的状況の表現であるとともに、その文化の特性を示すものです。さらに、映画は海外に向けて日本文化を発信する上でも極めて効果的な媒体であり、有力な知的財産として位置づけられています。

文化庁では、平成16年度から総合的な日本映画の振興施策として、創造・発信・海外展開・人材交流、人材育成に取り組んでいます。

具体的には、国際共同製作映画を含む日本映画の製作支援、映画関係者によるシンポジウムなどの創作活動や交流の推進、日本映画の海外映画祭への出品支援や若手監督等の派遣など海外への日本文化発信、短編映画作品製作による若手映画作家等育成事業などの人材育成を通じて、我が国の映画の一層の振興に取り組んでいます。また、令和5年度からは日本映画の国際競争力の一層の向上を図るため、我が国で開催される国際的な映画祭への支援の拡充を図っています。6年度から、「クリエイター等支援事業」において卓越した若手クリエイターに対する支援を行っており、育成対象者の作品がベルリン国際映画祭のコンペティション部門に正式出品されました。

第9節 生活文化等の振興と保護

1 生活文化等の振興と保護

生活文化・国民娯楽は、我が国の文化芸術に広がりを与え、また、それを支える土台として機能するとともに、和装や茶道、食文化など外国人がイメージする我が国の文化を数多く含んでおり、正に我が国の魅力そのものとして、観光振興や国際交流の推進等にも極めて重要な役割を果たしています。文化庁では、こうした生活文化等が持つ多様な価値と魅力を生かし発信するとともに、各分野に関する実態調査を行い、生活文化の振興等を図っています。

令和7年度は、生活文化調査研究事業として令和6年度に引き続き短歌、俳句、その他（川柳・雑俳など）の三分類についての学術研究に基づいた調査と国民意識調査を行い、各分類の実態を多角的に把握し、今後の生活文化等に関する政策立案の基礎資料の作成を行いました。

また、生活文化分野の活性化や新たな需要創出等を図るため、生活文化創造・戦略展開事業として二事業を実施しました。

2 食文化

我が国に根付いた多様な食文化は、各地の自然風土と調和した先人の生きる知恵と経験の賜物であり、未来に継承すべき伝統文化の一つです。文化庁では、食文化の振興に向けて、文化審議会文化政策部会食文化ワーキンググループにおいて取りまとめられた方向性に従って、施策を進めています。

令和7年度においては、食文化の明確化・価値化を進める取組として、文化財保護法に基づき、「加賀料理」を国の登録無形文化財として、「吉野葛の製造技術」を国の登

録無形民俗文化財として登録しました。

また、令和6年度に引き続き、特色ある食文化の継承・振興に取り組む地方公共団体等に対して調査研究や地域での保護継承、文化的価値を分かりやすく伝える「食文化ストーリー」の構築・発信等を行うモデル事例の形成を支援しました。

さらに、食文化の「わざ」を国民共有の財産として育んでいく社会的機運を醸成することを目的として、様々なイベントを開催しました。令和7年6月には2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）において、登録無形文化財「菓銘をもつ生菓子（煉切・こなし）」をテーマにした展示を行うとともに、職人による煉切製作実演、試食品配布を実施しました。また、令和8年2月には京都市において、食文化の「わざ」の実演、実技体験、試飲・試食や展示等を組み合わせ、食文化の「わざ」について参加者が五感で学び、体験できるイベントを実施しました。

加えて、全国各地に存在する多様な食文化の振興の機運を醸成するため、世代を越えて地域で受け継がれてきた食文化を「100年フード」として、食文化への学びや体験の提供に取り組む博物館等を「食文化ミュージアム」として募集・認定しています。令和8年1月から2月にかけて、これらの取組の普及や認定団体等の交流を促進するためのイベントを実施しました。

また、料理人等の生業としての魅力の発信、日本の食文化の価値向上を目的とした新たな顕彰制度を創設するため、令和7年2月に有識者によって取りまとめられた「食文化分野における新たな顕彰制度創設に向けた提言」に基づき制度設計の検討を行い、8年1月に「食の至宝」顕彰を創設しました。

第10節 子供たちの芸術教育の充実・文化芸術活動の推進

1 学校における芸術教育・文化部活動の環境整備

（1）学習指導要領の趣旨を踏まえた学校芸術教育の推進

平成30年10月から小学校の「音楽」、「図画工作」、中学校の「音楽」、「美術」、高等学校の「芸術（音楽・美術・工芸・書道）」等の芸術に関する教育に係る事務を文部科学省本省から文化庁に移管しました。

学習指導要領では、育成を目指す資質・能力を生活や社会の中の芸術や芸術文化と豊かに関わる資質・能力とし、教科の目標を三つの柱で整理して^{*10}、これらが実現できる

ように示しています。内容については、目標に対応して三つの柱で整理し、共通事項として表現と鑑賞の学習に共通に必要な資質・能力を示しています。

また、芸術教育の充実に資するため、伝統音楽指導者研修会に加え、小・中・高等学校等で芸術系教科等を担当する教員の研修会を令和元年度から実施しています。

さらに、学校教育における全ての子供たちへの文化芸術教育の充実を図るため、伝統文化やメディアアートなど現代日本文化も含め現行の文化芸術教育の実態を把握しつつ、次期学習指導要領も含む今後の文化芸術教育の充実・

*10 参照：第2部第2章第1節 Ⅰ（1）②

改善に向けた施策の方向性等について検討を行う「文化芸術教育の充実・改善に向けた検討会議」を令和5年6月に設置し、6年12月には「文化芸術教育の充実・改善に向けた検討会議 審議のまとめ」が取りまとめられました。

（2）子供たちの文化芸術体験活動機会拡大のための取組

子供たちが優れた舞台芸術やメディア芸術を鑑賞するとともに、文化芸術団体等による実技指導、ワークショップに参加し、さらにこれらの団体等と本番の舞台で共演するなど、舞台芸術に身近に触れる機会を提供する「学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業」を実施しています。令和7年度は、文化庁が選定した一流の文化芸術団体が小・中学校等において舞台芸術公演等を実施する学校巡回公演を1,521校、学校が独自に選定した芸術家による実技披露、実技指導等を行う芸術家派遣を742校で実施しました。

（3）文化部活動の環境整備のための取組

少子化の中でも、将来にわたって子供たちが文化芸術活動に継続して親しめる機会を確保できるよう、令和5年度から7年度までの3年間を改革推進期間とし、休日の部活動の地域連携・地域移行に取り組むため、指導者の質の保障と量の確保、参加費用負担の支援等に関する自治体による実証事業及び休日の活動日数・時間が多い吹奏楽部に対して全国的な規模の文化芸術団体等を中心として地域移行等の課題へ取り組む実証事業や、部活動指導員の配置支援を実施しています。

令和7年12月には、将来にわたる生徒の文化芸術活動の機会の確保・充実等を図り、8年度以降の部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する国としての考え方を示すため、4年策定の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を全面的に改訂した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を新たに策定しました。

（4）全国高等学校総合文化祭の開催

高校生に文化部活動の成果発表の機会を提供して、創造活動を推進し相互の交流を深めるため、都道府県、公益社

団法人全国高等学校文化連盟等との共催により、「全国高等学校総合文化祭」（令和7年度は7月26日から7月31日まで香川県で開催）、「全国高等学校総合文化祭優秀校東京公演」（同年度は8月23日、24日に新国立劇場で開催）、「全国高校生伝統文化フェスティバル」（同年度は12月14日に京都府で開催）をそれぞれ毎年開催しています（図表2-7-15）。

図表2-7-15 令和7年度開催部門一覧

開催部門	演劇、合唱、吹奏楽、器楽・管弦楽、日本音楽、吟詠剣詩舞、郷土芸能、マーチングバンド・パトントワリング、美術・工芸、書道、写真、放送、囲碁、将棋、弁論、小倉百人一首かるた、新聞、文芸、自然科学等
全国から約2万人の高校生が集い、規定19部門のほか、開催県が独自に行う協賛部門を加えて開催されます。	



全国高等学校総合文化祭総合開会式（香川県）

2 地域における文化芸術活動の推進

文化庁では、次代を担う子供たちに対して、舞踊、茶道、華道、書道、和装、囲碁、将棋などの伝統文化・生活文化等を計画的・継続的に体験・修得することができる機会を提供するために、「伝統文化親子教室事業」を実施しています。令和7年度は3,431団体の活動を採択し、地方公共団体等による取組を112件採択しました。

さらに、劇場・音楽堂等で子供たちが本格的な実演芸術に触れる機会を創出するため、18歳以下の子供に無料で鑑賞機会を提供する舞台公演への支援を行い、令和7年度には673公演を支援しました。

第11節 文化芸術による共生社会の実現

1 障害者等による文化芸術活動の推進

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（以下「推進法」という。）に基づいて厚生労働省と共同で令和5年3月に策定した「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」を踏まえ、関連する施策を

総合的かつ計画的に推進しています。

具体的には、文化芸術団体等が実施する、障害者の鑑賞・創造の機会の拡大や作品等の発表の機会の確保等に関する先導的な取組への支援や支援人材育成、障害者等と文化施設をつなぐ中間支援団体等における鑑賞サポート等の在り方についてのモデル開発、鑑賞に配慮した取組や利用

しやすい環境づくりに係る研修等に取り組んでいます。また、助成採択した映画作品や劇場・音楽堂等において公演される実演芸術のバリアフリー字幕・音声ガイド制作等への支援、特別支援学校の生徒による作品の展示や舞台芸術の発表の場の提供等の支援も行っています。

国立美術館、国立博物館では、障害者手帳をお持ちの方（付き添いの方1名を含む）の展覧会の入場料を無料としているほか、全国各地の劇場、コンサートホール、美術館、博物館等において、車いす利用者も利用できるトイレやエレベーターの設置等障害のある方々に対する環境改善も進められています。

さらに、地方公共団体が、推進法に基づいて策定した地

域計画を踏まえて実施する取組に対して助成することで、地方における取組を推進しています。

2 アイヌ文化の振興

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」の規定に基づき業務を行う団体として公益財団法人アイヌ民族文化財団が指定され、同財団の行うアイヌに関する研究の推進、アイヌ語の振興、アイヌ文化の伝承再生や文化交流、普及事業や伝承者の育成事業等に対し、支援を行うとともに、国立アイヌ民族博物館の運営を行っています。

第12節 地域における文化の振興

1 多様な文化を生かした地域づくり

我が国には、全国各地に多様で豊かな文化が息づいており、地域ごとの特色ある文化を生かして、地域振興につながる取組を支援しています。

（1）国民文化祭

国民文化祭は、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などの施策と有機的に連携しつつ、地域の文化資源等の特色を生かした、文化庁と都道府県等との共催による文化の祭典です（図表2-7-16）。昭和61年度から開催しており、令和7年度は開会式に天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、9月14日から11月30日まで長崎県で開催しました。

また、平成29年度から、厚生労働省等主催の全国障害者芸術・文化祭と同一の開催地及び期間にて一体的に開催しています。

図表2-7-16 国民文化祭の主な内容

◆主な内容

主催事業	文化庁、開催地都道府県、市町村、文化団体等の共催によるもの
【開会式・閉会式】	アマチュア文化活動の新たな文化の方向性を示すオープニングフェスティバルなど
【シンポジウム】	地域文化活動等を含めた日本文化の動向について、様々な側面からテーマを設定して行う基調講演やパネルディスカッションなど
【分野別フェスティバル】	民俗芸能、民謡、オーケストラ、合唱、吹奏楽、演劇、文芸、美術、舞踊、邦楽、生活文化等の分野ごとに、都道府県などから推薦された団体等を中心として行う公演、展覧会など
協賛事業	国民文化祭の趣旨に賛同して、全国の地方公共団体や文化関係団体・企業等の主催により開催される各公演事業、コンクール、フェスティバル、展示、講習会など

（2）文化芸術創造都市推進事業

文化芸術の持つ創造性を生かした地域振興、観光・産業振興等に取り組む地方公共団体を支援するため、情報の収集・提供、会議・研修の実施等を通じて、国内ネットワークを強化し、国全体が文化芸術の持つ創造性により活性化するための基盤づくりを進めています。令和7年度は、総会、幹事団体会議、現代芸術の国際展部会（高松市）、創造農村部会（東川町）、国際ネットワーク部会（山形市）、創造都市政策セミナー（高松市）等を開催し、時機を得た情報交換等を行うとともに、ネットワークの活性化のため、構成団体に対する定期的なメールニュースの配信、部会やセミナーの一部公開開催等を行いました。

（3）地域文化共創基盤の構築

地方公共団体が主体となり、文化芸術分野の専門的人材を活用して実施する、地域アーティストの活動支援や地域住民やステークホルダーとの連携・協働の促進、地域文化芸術資源を活用した文化芸術活動の実施等、文化芸術創造拠点形成に向けた総合的な取組を支援しています（令和7年度採択実績：40件）。

また、国内外の芸術家等を招へいし、地域で芸術活動を行うアーティスト・イン・レジデンス（AIR（エア））への支援により、地域課題の解決や地域活性化を図ります（令和7年度採択実績：9団体）。

第13節 社会の変化に対応した国語に関する施策の推進

1 国語施策の推進

国語は、国民の生活に密接に関係するとともに、我が国の文化の基盤となるものです。時代の変化や社会の進展に伴って生じる国語に関する諸問題に対応して、より適切な国語の在り方を検討しながら、その改善のために必要な施策を実施しています。

国語を書き表す上で欠かせない方法の一つであるローマ字について、令和6年5月に文部科学大臣は「これからの時代におけるローマ字使用の在り方について」を諮問しました。諮問に基づき、文化審議会では、国語分科会を中心に検討を進め、社会で実際に広く使われているローマ字のつづり方を採用するとともに、日本語において重要な長音（伸ばす音）表記の新たな方法を追加するなどした「改定ローマ字のつづり方」を、7年8月20日に答申しました。この答申の内容は、政府内での調整を経て、同年12月22日に令和7年内閣告示第4号「ローマ字のつづり方」として実施されています。これは今回廃止された、以前の「ローマ字のつづり方」（昭和29年内閣告示第1号）以降、約70年ぶりの改定です。

この内閣告示は、各分野で用いることのあるローマ字表記を直ちに変更するよう求めるものではありませんが、今後、それぞれにおいて改めて表記の在り方を検討するような場合には、従来の慣行を踏まえつつ、新しいつづり方を参考として適切に対応することが望ましいとしています（図表2-7-17）。

図表2-7-17 「ローマ字のつづり方」の主な改定内容

◆主な内容

	旧内閣告示 (昭和29年)	新内閣告示 (令和7年)
つづり方を表す表	第1表、第2表の二つ	本表のみ
シ、チ、ツ、フのつづり	si, ti, tu, hu	shi, chi, tsu, fu
「ほおずき」 「東北（とうほく）」	hōzuki Tōhoku	hōzuki / hoozuki Tōhoku / Touhoku

この内閣告示の内容について、文化庁では、国語分科会におけるこれまでの審議テーマに関して協議するための「国語問題研究協議会」や、各地の有識者や国民の声を聞くための「国語課題懇談会」（鹿児島市、盛岡市）におい

ても取り上げて周知を図るとともに、文化庁ウェブサイトで、説明動画やQ&Aを公開して理解を深めていただくよう努めています。

また、文化庁ウェブサイトに掲載している国語施策なども含め、言葉に関する情報について、探しやすいと取り着きやすいポータルサイト「言葉の情報サイト」を令和7年度から公開しています^{*11}。

2 国語に関する世論調査

社会変化に伴う日本人の国語に対する意識の現状について調査するため、平成7年度から毎年度「国語に関する世論調査」を実施しています^{*12}。令和7年9月に公表した6年度調査では、言葉の使い方、SNSとコミュニケーション、敬語、外来語の表記に関する問いのほか、新語や慣用句の意味等について調査しました。これらの調査結果は国語分科会における審議で活用されています。7年度調査は、8年1月から3月に郵送による調査方法で実施しました。

また、同調査は、国民の国語に対する興味・関心の喚起も目的としてきました。例えば、平成12年度から取り上げてきた慣用句等の調査結果は、ウェブ動画「ことは食堂へようこそ！」で取り上げるなど、より親しみやすい方法でも紹介しています^{*13}。

3 消滅の危機にある言語・方言に関する取組

平成21年2月に国際連合教育科学文化機関（UNESCO：ユネスコ）が、アイヌ語など日本国内の8言語^{*14}が消滅の危機^{*15}にあると発表したこと（図表2-7-18）及び「東日本大震災からの復興の基本方針」（23年8月）を受けて、保存・継承に向けた調査研究や現況周知の取組等を行っています。

それぞれの危機度や取組状況の調査結果を踏まえ、記録不十分な地域の記録作成・啓発事業（令和7年度は東北大学及び琉球大学に委託。）を実施し、危機的な状況を周知するための「危機的な状況にある言語・方言サミット」（7年度は沖縄県石垣島で開催。）、研究者と行政等担当者の情報交換のための「危機的な状況にある言語・方言に関する研究協議会」（サミットと同時開催）を開催しています。

*11 参照：https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kotobanojouhou/

*12 参照：https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/kokugo_yoronchosa/index.html

*13 参照：https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kokugo_shisaku/kotoba_shokudo/index.html

*14 ユネスコでは、日本で「方言」として扱われる言葉も一括して「言語」として扱っている。

*15 ユネスコでは、消滅の危機状況について、危機の度合いの高いものから順に、【絶滅】、【極めて深刻】、【重大な危険】、【危険】、【脆弱】、【安全】と表している。

7年度からは、「危機言語話者の育成事業」（7年度はアイヌ語を対象に北海道平取町で開催。）もを行っています。

さらに、危機の度合いが「極めて深刻」とされたアイヌ語を保存・継承し、学習に資するため、伝統的なアイヌ語の音声資料を文字化し、翻訳や注釈を付して公開するアーカイブ化に取り組んでいます。具体的には、アイヌ語のアナログ資料のデジタル化とアイヌ語のアーカイブ作成支援を行っています。令和7年度は、約405本のアナログ資料を対象としたデジタル化や、沙流（さる）方言のアーカイブ作成支援を行いました。国立アイヌ民族博物館「アイヌ語アーカイブ」は本事業の成果例です。

なお、平成22年度以降の消滅の危機にある言語・方言に関する調査研究の結果等については、文化庁ウェブサイト^{*16}で公開しています。

図表2-7-18

日本における消滅の危機にある言語・方言とユネスコによる危機状況評価

【絶滅】	該当なし
【極めて深刻】	アイヌ語（北海道等）
【重大な危険】	八重山語（石垣島、波照間島等） 与那国語（与那国島）
【危険】	八丈語（八丈島、青ヶ島等） 奄美語（奄美大島、喜界島北部、徳之島等） 国頭語（沖縄本島北部、与論島、沖永良部島、喜界島南部等） 沖縄語（沖縄本島中南部、久米島等） 宮古語（宮古島、多良間島等）
【脆弱】	該当なし
【安全】	記載をせず

4 デジタル言語資源の整備

言語コーパス（話したり書いたりされた言葉を大量に集めて語ごとに情報を付与し、検索可能にしたデータベース）は、言語研究や情報処理、言語教育、言語政策、辞書編纂等において有用なものであり、生成AIの基となる大規模言語モデルの精度を高めるための再学習（ファインチューニング）における規範データとしての活用も期待されます。

文化庁では、国立国語研究所の「現代日本語書き言葉均衡コーパス」に、平成18年から令和7年までの20年間分の言語データを追加し、現在の1億語規模から2億語規模のコーパスに拡充することとし、令和6年度から10年度までの5か年計画で実施しています。

5 文字・活字文化の振興に関する取組

全国16歳以上の個人を対象にした令和5年度「国語に関する世論調査」では、約6割の人が、1か月に本を1冊も読まないという調査結果が出ています。

このような背景から、文化庁では、地域における文字・活字文化の発信拠点・担い手である書店、出版社、文学館、図書館、大学等関係機関が連携し、協働するなどして実施する特色ある取組として、令和7年度は6件の事業者を支援し、文字・活字文化の振興モデルの構築に向けた調査研究を実施しています。

第14節 新しい時代に対応した著作権施策の展開

1 簡素で一元的な権利処理と対価還元に資する未管理著作物裁定制度について

今日では、デジタル・ネットワークの発達に伴い、コンテンツの創作や発信、利用が容易になり、これまで主流であった出版社やテレビ局のような「プロ」が関わるのではなく、一般の方が創作しインターネット上に掲載したコンテンツや過去の作品の新たな利用ニーズが高まってきました。このため、令和5年5月に著作権法の一部が改正され、許諾を得て利用することが難しいコンテンツについて、適法な利用を促し、それにより発生した対価を著作権者等に還元する仕組みとして未管理著作物裁定制度が創設され、令和8年4月から運用を開始しています。

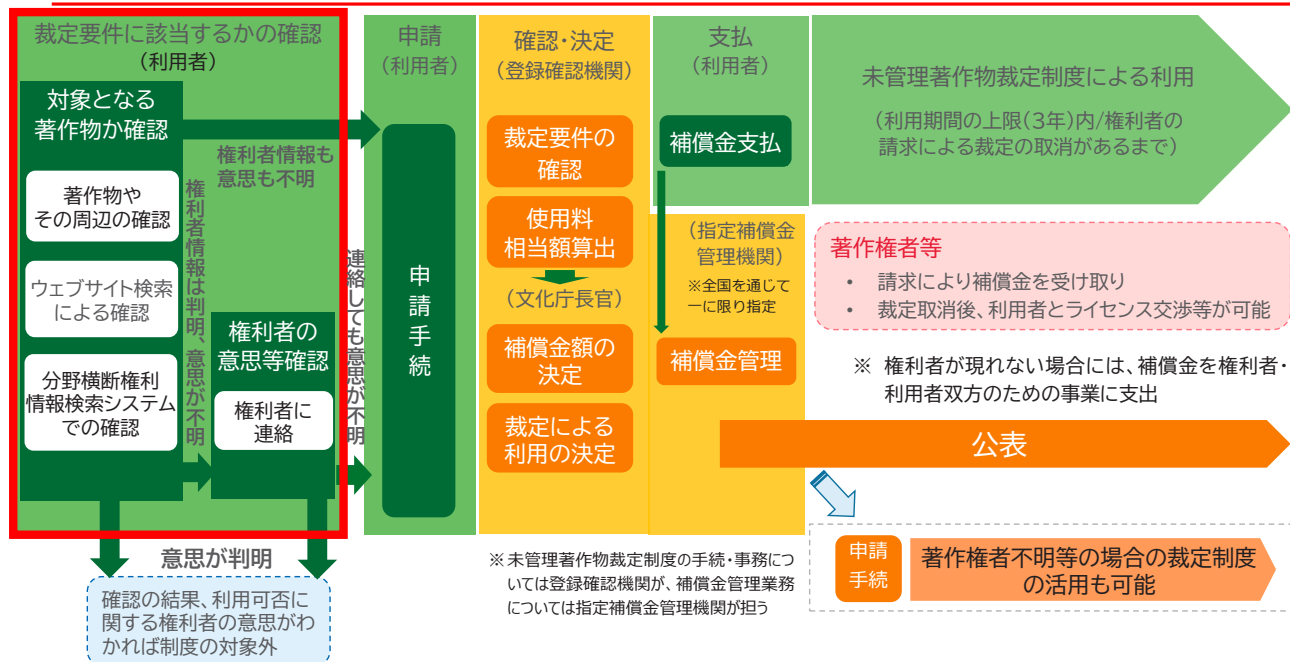
本制度は、集中管理がされておらず、その利用可否に係る著作権者等の意思が明確でない著作物等について、文化庁長官の裁定を受け、補償金を支払うことで、時限的な利

用を可能とするものです。また、本制度では、手続の簡素化・迅速化及び適正な手続を実現すべく、文化庁長官による登録や指定を受けた民間機関が、申請の受付や補償金の収受・支払等の手続を担うこととされています（図表2-7-19）。文化庁では、この民間機関として公益社団法人著作権情報センターを登録・指定するとともに、本制度の全体像を示した「裁定の手引き 概要版」や申請手続の詳細を示した「裁定の手引き」の作成、権利者等情報を保有する団体等を横断的に検索できる「分野横断権利情報検索システム」等の構築を行うなど、本制度の着実な実施に向けた取組を進めるとともに、周知・啓発を行っています。

* 16 参照： https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kokugo_shisaku/kikigengo/index.html

図表2-7-19 未管理著作物選定制度（手続の流れのイメージ）

未管理著作物裁定制度（手続の流れのイメージ）



2 AIと著作権

昨今のAIを巡る技術革新は、その活用による社会変革に期待する声と、その利用に伴うリスクを懸念する声があり、国内・国外を問わず議論が進められてきました。

AIと著作権の関係については、関係者の懸念を解消するため、文化審議会で議論を行い、「AIと著作権に関する考え方について」（以下「考え方」という。）を取りまとめ（令和6年3月）、この考え方を関係当事者に向け分かりやすくまとめた「AIと著作権に関するチェックリスト&ガイド」の公表（令和6年7月）やAIと著作権をテーマとする「著作権セミナー」の開催（同年8月）など、周知・啓発に努めているところです。

また、この考え方を前提としつつ、関係当事者間の対話を通じ、円滑な情報共有と相互理解の促進を図る場として「AIと著作権に関する関係者ネットワーク」を運営しています（令和6年4月～）。令和7年5月に「AIと著作権に関する関係者ネットワークの総括」を公表するとともに、その後も継続して開催しています。

さらに、令和7年度補正予算において、クリエイター等への対価還元に向けた著作物等データの流通促進に係る環境構築を支援するために必要な経費を確保し、クリエイ

ター等への対価還元の促進に向けた取組を進めているところです。

3 国際的な著作権施策について

（1）国内外における著作権侵害（海賊版）対策

近年のデジタルコンテンツ需要の高まりと相まって、著作権侵害行為は国境を越えて拡大しています。こうした状況を踏まえ、政府は、「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」を令和元年に策定し、一丸となって対策を進めています。文化庁は侵害発生国・地域への働きかけとして、二国間協議のほか、令和7年より官民による国際的な協力体制構築の取組を実施するとともに、国内権利者による権利行使を支援するための相談窓口の運営、国内外における著作権保護に関する普及啓発等を進めています。

加えて、世界知的所有権機関（WIPO）^{*17}に対して毎年任意拠出金を支出し、主にアジア・太平洋地域の各国の著作権制度の整備や普及啓発等を促進しています。

（2）国際的ルールづくりへの参画

国際的ルールづくりとして、現在WIPOにおいて放送

* 17 WIPOは、知的財産権の国際的保護の促進等を目的として1970（昭和45）年に設立された国連の専門機関。国際条約の作成・管理を行うとともに、各国の法令整備の支援や開発途上国に対する法律・技術上の援助、情報の収集・提供等を実施。

機関に関する新条約の策定に向けた議論等が行われており、我が国は積極的に参画しています。

4 著作権教育の充実

デジタル・ネットワーク技術の急速な進展に伴い、ソーシャルメディアなどを使って誰もが著作物を創作・発信できるようになりました。このような社会においては、発達段階に応じて著作権に関する意識や知識を身に付けることが必要とされており、小・中学校や高等学校の学習指導要領においては著作権について取り扱うとともに、新たな発見や思考の源泉となる創造性を育み、知的財産の保護・活

用の重要性に対する理解の増進と態度形成を図る「知財創造教育」が実践されています。このような学校現場での著作権教育の推進に資するため、文化庁では、毎年、教職員や情報通信技術（ICT）支援員を対象とした講習会を開催するとともに、文化庁ウェブサイトを通じ、児童生徒を対象とした学習教材を提供しています。このほか、地方行政職員や図書館等の職員を対象とした講習会の実施、著作権に関するQ & A集の公開、さらには令和7年度は、SNSを通じて主に若年層を対象とした普及啓発事業「著作権について知っておきたい大切なこと」を展開し、その成果をまとめた特設サイトを公開するなど、幅広い層に向けた著作権に関する普及啓発・教育に取り組んでいます^{*18}。

Column

07

著作権法の一部を改正する法律について

近年、我が国の音楽は、国内に限らず、海外においても広く利用されるようになっていきます。しかし、我が国においては、音楽CDや配信音源等の商業用レコードがレストランのBGMなど公の場で利用（公に再生又は伝達）された場合に、アーティスト等の実演家やレコード製作者がその対価を受ける権利である、いわゆる「レコード演奏・伝達権」が設けられていないことから、我が国の実演家等は商業用レコードの公の再生及び伝達に関して適切な対価を受けることができず、また、国際条約に位置付けられている当該権利の導入が海外で進む中、我が国の音楽が海外で利用されたとしても、相互主義により、海外から得られるはずの対価が得られない状況にありました。

このため、本改正法では、実演家等への望ましい対価還元を図り、我が国の音楽や、それを伝える実演家等の海外展開を一層促進する観点から、「レコード演奏・伝達権」（商業用レコードの公の再生及び伝達に関する実演家等の二次使用料を受ける権利）を創設することとしています。

また、本改正法では、「レコード演奏・伝達権」を行使する団体を文化庁長官が指定することとし、この指定団体

は、実演家等のために請求することができる二次使用料の額等を記載した二次使用料規程を定めるとともに、その作成等に当たり、利用者代表との協議に応じなければならず、この協議が成立しない場合、指定団体又は利用者代表が文化庁長官の裁定を求めることを可能とする等の措置を講じています。

「レコード演奏・伝達権」の導入により、国内及び海外から我が国の実演家等に対し適切な対価が還元されるとともに、実演家等の活動の新たなインセンティブを生じさせ、特に我が国の音楽やアーティストの海外展開の促進につながることを期待されます。

本改正法は、公布日から3年を超えない範囲内で政令で定める日を施行期日としており、施行までの間に、文化庁では、団体の指定を行うとともに、「レコード演奏・伝達権」の趣旨等について分かりやすく周知を行うなど施行に向けた準備に取り組むこととしています。

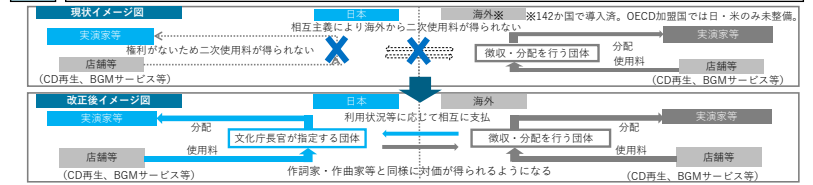
文化庁としては、実演家等への適切な対価還元等の実現に向け、引き続き取り組んでまいります。

第7章

文化芸術立国の実現

* 18 参照： <https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/index.html>

著作権法の一部を改正する法律の概要	
改正の趣旨	アーティスト等への適切な対価還元を図るとともに、音楽の海外展開の促進に繋げるため、音楽CDやインターネット配信音源等（商業用レコード等）が公の場で利用された際に、実演家・レコード製作者が二次使用料を受け取ることができる権利（「レコード演奏・伝達権」）を創設する。
改正の概要	1. 実演家及びレコード製作者の「レコード演奏・伝達権」の創設 ※作詞家や作曲家等の著作権者は既に権利が定められている。 公の場で音楽CDやインターネット配信音源等が利用（再生又は伝達）された場合に、実演家やレコード製作者がその二次使用料を受け取ることができることとする。（第95条の2、第95条の3、第97条の2、第97条の3の新設） 2. 「レコード演奏・伝達権」に係る指定団体制度の創設等（第103条の2～第103条の8の新設等） ① 1.の権利について、文化庁長官が指定する団体がある場合には、その指定団体のみが権利を行使することができることとする。 ② 指定団体は、二次使用料の額等を記載した二次使用料規程の案を作成し、公示しなければならないこととする。 ③ 指定団体は、二次使用料規程の案について利用者代表から協議を求められたときは応じなければならないこととし、協議が成立しないときは、文化庁長官の裁定を求めることができることとする。 ④ 指定団体は、③の協議の求めがなかったとき、又は協議が成立し、若しくは裁定があったときは、二次使用料規程を文化庁長官に届け出るとともに、公表しなければならないこととする。
施行期日	公布日から3年を超えない範囲内で政令で定める日

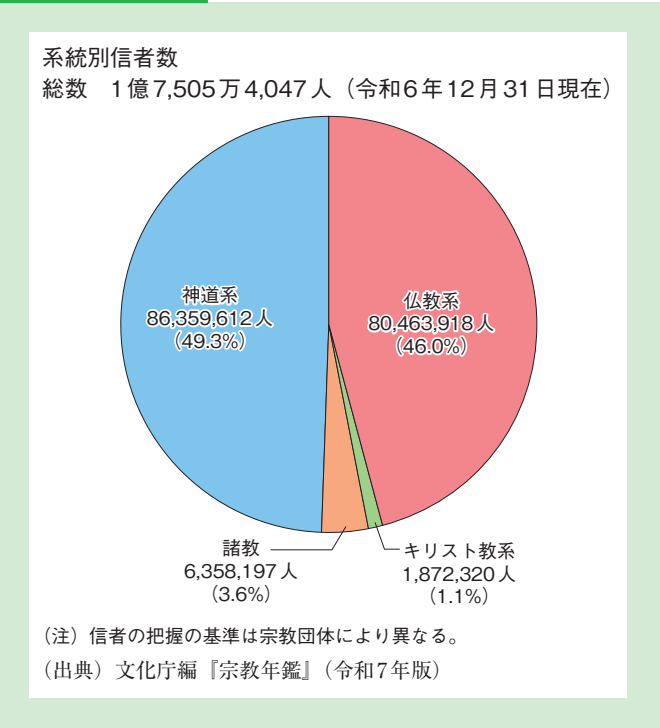


第15節 宗教法人制度と宗務行政

1 宗教法人制度の概要

現在、我が国には、教派、宗派、教団といった大規模な宗教団体や、神社、寺院、教会等の大小様々な宗教団体が存在し、多様な宗教活動を行っています（図表2-7-20）。そのうち、約18万の宗教団体が宗教法人法に基づく宗教法人となっています（図表2-7-21）。

図表2-7-20 系統別信者数



図表2-7-21 宗教法人数

（令和6年12月31日現在）				
所轄	区分	包括宗教法人	単位宗教法人	合計
文部科学大臣所轄	神道系	118	91	209
	仏教系	153	332	485
	キリスト教系	66	260	326
	諸教	26	124	150
	計	363	807	1,170
都道府県知事所轄	神道系	5	83,923	83,928
	仏教系	11	76,161	76,172
	キリスト教系	7	4,531	4,538
	諸教	1	12,728	12,729
	計	24	177,343	177,367
合計		387	178,150	178,537

（注）1 文部科学大臣所轄：複数の都道府県に境内建物を有する宗教法人や当該法人を包括する宗教法人
2 都道府県知事所轄：単一の都道府県内のみに境内建物を有する宗教法人
3 包括宗教法人：単位宗教法人を包括する教派、宗派、教団等
4 単位宗教法人：礼拝施設を備える神社、寺院、教会等
（出典）文化庁編『宗教年鑑』（令和7年版）

宗教法人法の目的は、宗教団体に法人格を与え、宗教団体が自由で自主的な活動を行うための財産や団体組織の管理の基礎を確保することにあります。宗教法人制度は、憲法の保障する信教の自由、政教分離の原則の下で、宗教法人の宗教活動の自由を最大限に保障するため、所轄庁の関与をできるだけ少なくし、各宗教法人の自主的・自律的な運営に委ねる一方で、その責任を明確にし、その公共性に配慮することを骨子としています。

2 宗務行政の推進

(1) 宗教法人の管理運営の推進等

都道府県の宗務行政に対する助言や、都道府県事務担当者の研修会、宗教法人のための実務研修会の実施、手引書の作成等を行っています。また、我が国における宗教の動向を把握するため、毎年度、宗教界の協力を得て宗教法人に関する「宗教統計調査」を実施し、「宗教年鑑」として発行するほか、宗教に関する資料の収集等を行っています。

また、宗教法人「世界平和統一家庭連合」(旧統一教会)について、文部科学大臣が令和5年10月13日に東京地方裁判所に行った解散命令の請求につき、同裁判所が7年3月25日に、宗教法人法に定める解散命令の事由に該当する事実があるとして、当該法人の解散を命じる決定をしました。この決定に対する旧統一教会側の即時抗告を、東京高等裁判所が8年3月4日に棄却する決定をし、当該法人の解散命令が確定しました。このため、同日より、清算手続が開始されたところです。この決定に対し、旧統一教会側が特別抗告及び許可抗告をしましたが、許可抗告については、同月末に同裁判所が不許可とする決定をし、特別抗告については、最高裁判所が同年6月22日に棄却する決定をし、司法判断が確定しました。

あわせて、旧統一教会の被害者等への支援については、令和6年1月19日に、「「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議」において支援の充実・強化策が取りまとめられたことも踏まえて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実による相談しやすい環境の整備や修学に係る経済的な困難を抱える児童生徒等への修学支援等に取り組んでいます。

(2) 不活動宗教法人対策及び宗教法人格の不正利用対策の推進

近年、宗教活動を目的としない第三者が、金銭等の利益を与えることにより宗教法人の代表役員の地位等を得る行為(宗教法人の売買に類似した行為)を通じて宗教法人格を不正に取得し、脱税やマネー・ローンダリング等の違法行為に悪用する等のおそれがあることが指摘されています。

宗教法人の中には、設立後、何らかの事情によって活動を停止してしまったものがあり、文化庁では、これを「不活動宗教法人」として、都道府県と連携して、整理・対策の加速化を進めています。具体的には、各所轄庁において、これらの法人の活動の実態等を把握した上で、宗教法人法に定める解散命令の事由に当たると認められる場合は、所轄庁が裁判所に解散命令の請求を行うこととしているほか、活動再開の促進や、吸収合併や任意解散の認証を行うこととし、そのために必要となる経費について、「不活動宗教法人対策推進事業」により、各都道府県を支援しています。

また、不活動状態か否かにかかわらず、宗教法人格の不正利用対策として、令和7年度補正予算において、新たに宗教法人格の不正利用対策のための実態把握事業のための予算を計上し、アンケート調査や検討会の設置等を通じて、宗教法人格の不正利用の抑止に向けた取組を進めています。

(3) 宗教法人審議会

宗教法人の信教の自由を保障し、宗教上の特性等に配慮するため、文部科学大臣の諮問機関として宗教法人審議会が設置されています。



宗教年鑑など